

全 員 協 議 会 記 録

平成26年9月16日(火)

杉 並 区 議 会

目 次

杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）改定（案）について	5
質疑	
富本卓議員	15
中村康弘議員	20
安斉あきら議員	26
原田あきら議員	31
市橋綾子議員	37
けしば誠一議員	42
藤本なおや議員	47
横田政直議員	51
奥山たえこ議員	53

全 員 協 議 会 記 録

日 時	平成26年9月16日(火) 午後1時～午後4時14分		
場 所	第3・4委員会室		
出席議員 (45名)	田中 ゆうたろう つかはら 彩子 上 保 まさたけ 松 浦 芳子 新 城 せつこ そ ね 文子 木 梨 もりよし 岩 田 いくま 富 田 たく 山 本 あけみ 増 田 裕一 中 村 康弘 川原口 宏之 浅 井 くにお 大 熊 昌巳 くすやま 美紀 安 齊 あきら 河 津 利恵子 渡 辺 富士雄 横 山 えみ 井 口 かづ子 大 泉 時男 小 泉 やすお	横 田 政直 奥 山 たえこ 山 田 耕平 市 来 とも子 けしば 誠一 市 橋 綾子 藤 本 なおや 大和田 伸 金 子 けんたろう 山 下 かずあき 山 本 ひろこ 北 明 範 今 井 ひろし 脇 坂 たつや 原 田 あきら 鈴 木 信男 小 川 宗次郎 副 議 長 大 槻 城一 島 田 敏光 はなし 俊郎 富 本 卓 議 長 齊 藤 常男	
欠席議員 (1名)	吉 田 あい		
出席説明員	区 長 田 中 良 政策経営部長 牧 島 精一 企画課長 事務取扱政策 経営部参事 白 垣 学 政策経営部 副参事 (特命事項担当) 寺 井 茂 樹 財政課長 事務取扱政策 経営部参事 森 雅 之 総務部長 宇賀神 雅彦	副 区 長 松 沼 信 夫 施設再編・ 整備担当部長 吉 田 順 之 行政管理 担当課長 堀 川 直 美 施設再編・ 整備担当課長 正 田 智 枝 子 情報政策課長 事務取扱政策 経営部参事 本 橋 宏 己 総務課長 事務取扱 総務部参事 有 坂 幹 朗	

出席説明員

定数・組織 担当課長	後藤 行雄	経理課長	和久井 伸男
広報課長	都筑 公嗣	危機管理室長	南雲 芳幸
地域安全 担当課長	江口 博行	防災課長	高山 靖
区民生活部長	森 仁司	区民生活部 管理課長 事務取扱区民 生活部参事	安藤 利貞
地域課長	井上 純良	協働推進課長	小峰 孝
文化・交流 課長	幸内 正治	産業振興 センター所長	内藤 友行
産業振興 センター次長	原田 洋一	産業振興 センター事業 担当課長	福原 善之
保健福祉部長	長田 斎	高齢者 担当部長	田中 哲
子ども家庭 担当部長	徳嵩 淳一	杉並保健所長	西田 みちよ
保健福祉部 管理課長 事務取扱保健 福祉部参事	田部井 伸子	障害者 施策課長	武井 浩司
障害者生活 支援課長	坪川 征尋	高齢者 施策課長	畦元 智恵子
高齢者施設 整備担当課長	森山 光雄	高齢者在宅 支援課長	清水 泰弘
地域包括ケア 推進担当課長	河俣 義行	子育て支援 課長	阿出川 潔
保育課長	白井 教之	保育施設 担当課長	高沢 正則
児童青少年 課長	伊藤 宗敏	杉並福祉 事務所長 事務取扱保健 福祉部参事	馬場 誠一
地域保健課長 事務取扱保健 福祉部参事	加藤 貴幸	健康推進課長	小松崎 理香

出席説明員	都市整備部長	大竹直樹	都市再生担当部長	門元政治
	土木担当部長 事務代理都市 整備部副参事	浅井文彦	都市計画課長 事務取扱都市 整備部参事	北風進
	住宅課長	花岡雅博	都市再生 担当課長	河原聡
	防まちづくり 担当課長	相馬 吏	土木管理課長 事務取扱都市 整備部参事	吉野稔
	狭あい道路 整備担当課長	三浦純悦	土木計画課長	友金幸浩
	みどり公園 課長	土肥野幸利	環境部長	関谷隆
	環境課長 事務取扱 環境部参事	齋木雅之	ごみ減量 対策課長	林田信人
	教育委員会 事務局次長	井口順司	学校教育部 担当部長	和久井義久
	生涯学習 担当一部 課長	井山利秋	庶務課長	岡本勝実
	特別支援 教育課長	塩畑まどか	学校整備課長	喜多川和美
	スポーツ 振興一課 課長	人見吉也	中央図書館 長	渡辺均
中央図書館 中次長	大林俊博			
事務局職員	事務局次長 議事係長 担当書記	本橋正敏 野澤雅己 牧野達也	事務局次長 議事係主査	朝比奈愛郎 太刀川修

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申し出があった場合は許可することといたします。

《杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）改定（案）について》

議長 本日の議題は、杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）改定案についてであります。

このほど区長から、この件について全議員に説明したい旨の申し出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものであります。

初めに、区長から挨拶があります。

区長 本日、杉並区総合計画及び実行計画の改定案の説明のために全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

総合計画及び実行計画につきましては、区議会のご議決を経て策定した基本構想実現のための道筋として、平成24年3月に策定し、この間、防災・減災対策、ハード施策とソフト施策の連携による多心型まちづくり、保育園待機児童対策など、計画に基づき精力的に取り組みを進めてまいりましたが、計画策定後の区政を取り巻く環境の変化を踏まえ、両計画の改定を行うことといたしました。

3月に改定の基本方針を定めて以降、区議会の会派要望、区民アンケートの結果なども踏まえながら改定作業を進めてまいりましたが、このほど改定案がまとまり、去る8月27日の総務財政委員会にご報告の上、9月1日から区民等の意見提出手続を開始いたしました。今後、改定案に対して区民や区議会の皆様からご意見をいただき、11月には計画を決定し、27年度予算への反映を図ってまいりたいと考えておりますので、本日は、その内容について皆様にご説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、これより説明を聴取いたします。

なお、説明は座ったままで結構でございます。

政策経営部長 それでは、ただいまから総合計画、実行計画の説明に入らせていただきます。

説明につきましては、初めに企画課長から総合計画、実行計画についてご説明した後、続きまして、行政管理担当課長から協働推進計画並びに行財政改革推進計画についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

企画課長 それでは私から、まず総合計画、実行計画並びに施設再編整備計画の実行計画への反映状況について、かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず資料1、杉並区総合計画改定案の1ページ目をごらんください。

総合計画、実行計画の改定につきましては、平成24年の3月に計画を策定して以降、区長の冒頭の挨拶にもございましたが、区政を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえて、今般、計画の改定を行うものでございます。

総合計画につきましては、10年間の平成24年度から33年度までの計画でございましたので、今回の改定で、平成27年度から33年度までの7年間の計画ということになります。実行計画につきましては、財政の裏づけを持つ3年間、平成27年度から29年度までの計画ということになります。協働推進計画、行財政改革推進計画につきましても、それぞれの基本方針に基づく27年度から29年度までの3カ年の計画ということになります。

体系図は1ページの下図のとおりになります。

1枚おめくりいただきまして、2ページの総括表、3ページの体系図をあわせてごらんいただければと思います。

2ページの総括表につきましては、基本構想で定めた目標ごとの施策、そしてそこにまたぶら下がる事業の数を明示してございます。

3ページの体系図でございますが、下の凡例をごらんいただきたいと思いますが、黄色い網かけが32の施策でございます。現計画32と数は変わってございません。内容一部変わったところ、主なものについては、後ほどご説明をさせていただきます。

そのもとにぶら下がる計画事業でございますが、133事業ということで、現計画の138に比べて5つ少ないということになってございます。

それから朱色で網かけがされた計画事業が重点事業ということで、こちらは56事業、現計画では57ですので、ほぼ同じということになります。

それから、凡例には書いてございませんが、体系図の中で青丸に白抜きで「新」と書いてある表示がついているもの、こちらが今回の見直しで新たに計画事業化を図った新規事業ということになりまして、29事業でございます。

それから、計画事業中、点線の枠囲いになってございます事業が再掲事業ということで、複数の施策にまたがる計画事業、複数の施策への寄与を考えている計画事業について、本事業は実線ですが、再掲事業について点線で表記をしてございます。

この中で、施策で大きく見直したものが2つございますので、ご案内させていただきます。

目標5の施策の19、20、21でございしますが、こちらのほうは、現計画では、「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」ということで1本の施策になってございます。こちらを、来年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることを踏まえまして、妊娠・出産期から子育てまでの切れ目のない総合的な子育て支援をよりきめ細かく実施していく観点から、記載のとおり3つの施策に分け、子どもセンターや産後ケアなどを計画事業化したものでございます。

その下の22番、就学前における教育・保育の充実、こちらと同じく子ども・子育て支援新制度の実施を見据えまして、保育だけではなくて、教育をあわせた施策名というふうに変更してございます。

それから、目標4の施策14、高齢者の地域包括ケアの推進でございしますが、こちらは現計画では「高齢者の在宅サービスの充実」となっております。本年6月、医療・介護総合推進法が成立したことを受けまして、医療や介護が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、記載のとおり見直しを行い、地域包括支援センターの機能強化、認知症対策の充実などを新たに計画事業化したものでございます。

それでは4ページ目をごらんください。4ページ目は、「基本構想を実現するために」ということで、協働推進基本方針、行財政改革基本方針、区民と共に実現する基本構想の体系をお示ししたものでございますが、こちらのほうには変更はございません。

続いて5ページをごらんください。ここからが総合計画の本編に入りますが、この5ページをサンプルにいたしまして、修正の概要をご説明させていただきたいと存じます。

まず、施策名が一番上にありまして、その下、現状と課題がございします。ここにつきましては、全ての施策について、現計画策定後の施策を取り巻く状況の変化を踏まえて修正をしてございます。

その下の計画最終年度（33年度）の目標でございしますが、これにつきましては、施策、また施策を構成する計画事業に変更があった場合には、それに応じて修正を加えてございます。

その下の施策指標の現状と目標でございしますが、この施策1を含めた32の施策全体で

79の指標を設定しております。各施策2ないしは3の指標を設定しております。これにつきましても、施策または施策を構成する計画事業の変更などに応じて見直しを行っているところがございます。

少し資料飛びますが、あわせて資料8をごらんいただけますでしょうか。資料8に施策の新旧対照表をつけてございます。こちらの資料が施策ごとに、左側が旧、右が新、そして変更があった場合には指標の新設・変更理由を記載した資料でございます。旧のところ、見え消しで斜線がかかっているところが見直した施策指標ということになってございます。その右隣の網かけをしております新のところの指標名が、新たに今般の計画改定で設定をした指標ということになってございます。旧と新の間の目標値UPで上矢印が入っている指標につきましては、現計画、今度の計画でも引き続き指標にするものの中で33年度の目標を上方修正した指標について、記載のとおり上矢印で表記をしております。

この資料8の5ページ目を見ていただきますと、最後に施策指標増減ということで、現計画の指標73から79で6増、新たに設定した指標が25指標、改定前と同じ指標が54指標、目標値をアップした、上矢印を表記した指標が11ということで、総括的にまとめをしております。

それでは、続きまして資料2をごらんいただきたいと存じます。杉並区実行計画（3年プログラム）改定案の1ページ目をお開きください。

こちらにつきましても、133事業全てご説明するには時間がございませんので、幾つかのページを参照していただきながら、概略をご説明したいと思います。

まず1ページ目、耐震改修の促進、震災救援所周辺等の不燃化促進の2事業が記載してございますが、いずれも計画事業名の右隣に〈重点〉と記載してございます。先ほどご案内をいたしました重点事業につきましては、このような〈重点〉という形で表記をしております。

また、それぞれの計画事業をごらんいただきますと、26年度末見込み、また27年度から29年度までの各年度の計画の中に数値が入ってございます。耐震診断件数ですとか不燃化建て替え助成の件数が記載してございます。このように事業規模を定量的に示せるものは極力数値を示すようにいたしてございます。

それでは、少し飛びますが、資料2の14ページ、15ページをお開きください。左ページ、14ページの上の計画事業、自転車駐車場の整備、それからお隣の15ページ、計画事業、上のほうの新たな地域交通の整備、いずれも「施設再編」という表記がしてございます。今回の計画改定では、ことし3月に策定をいたしました施設再編整備計画に関す

る取り組みについては、実行計画に反映するということを目標にしてございまして、反映した計画事業につきまして、このような形で、便宜上それがわかるように「施設再編」という表記をしております。

この内容につきまして、主なものについて、資料7で後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、協働推進計画と行財政改革推進計画は、後ほど行政管理担当課長からご説明をさせていただきますので、続きまして、資料5をお開きください。A3のポンチ絵になってございます。こちらのほうが今回の改定における実行計画の主な計画をまとめた資料になってございます。

まず一番上のところに「未来につなぐ区民福祉の充実」と記載してございますが、これは、今計画改定のコンセプトでございます。計画期間中、総合計画27年度から33年度、実行計画27年度から29年度の計画期間中はもとより、それを超えて未来にわたって着実に区民福祉の充実につながるよう意を用いて計画改定を行うということで、このようなコンセプトのもとで計画の改定を行ったものでございます。

その下に基本方針として大きく2つ記載してございます。1つが基本構想の目標実現に向けて取り組みを加速化させるということ、もう1つが区政を取り巻くさまざまな環境の変化を踏まえた的確な見直しを行うということでございます。

その結果、先ほどご説明したように、指標については上方修正11項目、新規計画事業29事業起こしまして、行財政改革の取り組みについても、同じく17項目の新規取り組み項目を起こしてございます。区政を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しにつきましても、少子高齢社会の進展への対応、また、先ほど来申し上げているように、施設再編整備計画の反映などを徹底して行ってございます。

こうした考え方のもとに、基本構想を実現し、杉並の住宅都市としての質をさらに高めていくためには、とりわけ安全・安心の向上、みどりのにぎわいの創出、健康長寿の推進、次世代支援の充実という4分野が重要だというふうに考えまして、その4分野ごとに、今般の見直しで新たに起こした事業、加速化させていく事業などの重点事業について取りまとめたものでございます。1つ1つの事業につきましては、もう既に代表質問、一般質問でもご質問いただいているところでございますので、省略をさせていただきます。

それでは続きまして、資料6をごらんください。今回、総合計画、実行計画の改定に伴いまして、区の人口推計も改めてございます。その概要をお示ししたのが資料6でございます。

まず、推計方法でございますが、日本人についてはコーホート要因法、外国人についてはコーホート変化率法という一般的な手法を用いております。

推計期間は、平成27年、2015年から平成46年、2034年までの20年間でございます。

基準といたしました人口は、平成26年1月1日現在の杉並区の住民基本台帳の人口でございます。

出生率でございます。出生率につきましては、直近の合計特殊出生率0.95を用いまして、推計期間中20年間はこの値が続くものと仮定をしております。

出生の男女比でございますが、杉並区より母数が大きく安定している東京都の出生男女比率を用いております。

生存率でございますが、厚生労働省の平成22年都道府県別生命表における東京都の値と平成24年の簡易生命表を用いております。

次に移動率でございますが、杉並区の平成21年1月1日から平成25年12月31日の住民基本台帳上の転入転出実績の平均値から各年齢ごとの移動率を算出し、この値が推計期間中続くものとしたしております。ただし、これから申し上げる2点で補正を行っております。

1点目が平成27年でございますが、最新人口、平成26年の4月1日時点の人口が1月1日比で既に2,200人余り増えてございますので、これをもとに増補正をしております。

また、平成28年につきましては、方南地域及び阿佐谷地域で大規模な住宅開発が予定されておりますため、過去の大規模開発時の増加数及び年齢層等を参考に、同じく増補正を行っております。

その結果が、裏面に示した折れ線グラフ、3区分別の棒グラフの結果になってございます。総人口につきましては、26年1月1日の54万2,952人から、推計最終年度の平成46年では約2万1,000人減の52万2,108人という形になってございます。3区分別では、高齢者人口が現20.64%から22.94%ということでアップをしております。

続きまして、資料7、「『杉並区実行計画（3年プログラム）』改定案のうち施設再編整備計画に関する主な取組について」ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、表の一番右端のところ、実行計画の該当ページのページ番号を記載してございますので、適宜、資料2、実行計画とあわせてごらんいただければと存じます。施策、計画事業ごとにまとめておりますので、上から順に追ってご説明をさせていただきます。

まず施策14、計画事業、仮称天沼三丁目複合施設の整備でございます。実行計画のペ

ージは39ページでございます。以下同じようですので、ここは省略させていただきます。

内容でございますけれども、国との財産交換により取得予定の荻窪税務署等の用地を活用することにより、若者や現役世代も含め、誰もが気軽に利用できる地域に開かれた福祉と暮らしのサポート拠点とするということを新規事業といたしまして、計画化を図ってございます。

次が特別養護老人ホーム等の整備でございますが、これは再編整備計画に記載している取り組みでございますが、旧永福南小学校の跡地活用の計画を実行計画に反映してございます。これによって、平成29年度に3年間378人のうち80人の整備を見込んでございます。

また、新泉小学校の跡地の活用についても、今後検討していきたいというふうに考えてございます。新泉小の跡地活用につきましては、再編整備計画では、防災機能の強化に資することを前提に、まちづくり、教育、福祉の向上の観点から有効活用策を検討するとしてございましたが、この跡地を活用して特別養護老人ホームを新たに整備をして、永南小と同じく29年度に、この活用により80人の整備を見込んでいきたいというふうに考えてございます。

なお、この新泉小の跡地につきましては、学童クラブについては、特養ホームの地域交流スペースとして地域の集会施設等への活用を検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、認知症高齢者グループホーム等の整備でございますが、こちらにつきましても、施設再編整備計画にのっとりまして、認可保育所に加えて認知症高齢者グループホームとあわせまして、小規模多機能型の居宅介護高齢者施設の複合施設を整備していく考えでございます。平成28年度に認知症高齢者グループホーム、定員18人、小規模多機能型居宅介護施設、定員25名を見込んでいるところでございます。

次に、障害者のグループホームと入所施設の整備でございます。再編整備計画では、再編によって生み出された施設や用地を活用してグループホーム等の施設を整備することとしておりましたが、旧永南小学校の跡地を活用いたしまして、特別養護老人ホームの整備とあわせて重度身体障害者入所施設の整備を検討していきたいというふうに考えてございます。29年度に定員10名を見込んでいきたいと考えてございます。

裏面に参りまして、保育施設等の整備でございます。これも再編整備計画に記載していた内容でございますが、旧大宮前体育館跡地に、認知症高齢者グループホーム等とあわせて認可保育所の整備を行います。28年度の新規7園のうちの1園を見込んでございます。定員につきましては、再編整備計画では約150名としてございましたが、消防庁

また地元の要望、消防団の分団の詰所を併設させるということを受けまして、140名程度見込んでございます。

それから下の○は、再編整備計画には未記載でございますが、高円寺駅前区民事務所廃止後の跡地に、図書サービスコーナーとあわせまして、区の保育室を整備していきたいというふうに考えてございます。平成27年度の保育室の整備は、これを見込んでのものでございます。

次に、未就学児療育体制の充実でございます。これにつきましては、旧若杉小学校の活用でございまして、再編整備計画に、障害児の療育を含めた子育て支援等も視野に入れて検討することとしておりましたが、西側校舎の1階会議室を改修いたしまして、重症心身障害児対応型児童発達支援事業所を整備するという計画でございます。

続きまして、いじめ・不登校対策の推進でございます。宮前分室の活用でございますが、宮前分室につきましては、再編整備計画で、福祉系施設への転用を視野に検討することとしておりましたが、不登校児童生徒が増加している状況を踏まえまして、旧管理人室、区民事務所会議室とあわせて改修いたしまして、区内3カ所目となる中学生対象の適応指導教室を整備していく考えでございます。

続いて、区立小中学校の改築でございますが、1つには、再編整備計画を反映いたしまして、杉並第一小学校の改築を、阿佐谷地域区民センター、商工会館の集会機能の集約を基本に、複合施設として改築整備することを計画化いたしました。阿佐谷地域区民センターについても、このスケジュールと合わせて、70ページの地域区民センター等の整備のほうでスケジュールを記載し、計画事業化しております。

それから、この項の2つ目として、桃井第二小学校につきまして、子どもたちの教育環境や健全育成の充実を図る観点から、あんさんぶる荻窪にある児童館等の機能移転に合わせて改築を行うことといたしまして、27年度から設計等に入るということで、調査検討、その後設計に入るということで計画化を図ってございます。

最後になりますが、体育施設の整備でございます。こちらは永福体育館の改築でございますが、これも再編整備計画にのっとりまして、旧永福南小学校の既存校舎の西側部分を改修して、会議室及び地域利用も可能な多目的集会室も含めて整備をいたします。平成28年度の予定でございます。

なお、東側部分につきましては、施設を解体、撤去いたしまして、屋外運動広場として整備することを検討してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

行政管理担当課長 それでは、協働推進基本方針及び行財政改革推進基本方針に基づく計

画案につきまして、私からご説明いたします。

まず、計画の変更点でございます。実行計画につきましては、協働、行革ともに名称を協働推進計画、行財政改革推進計画へと変更するとともに、担当課を明示するということをいたしました。

加えて、協働推進計画につきましては、各年度の取り組み内容や数値目標を具体的に記載したほか、行財政改革推進計画につきましては、新たに効果の欄を設けまして、財政削減効果が見込めるものには「財」という表示を、定数削減効果が見込めるものには、「定」という表記をいたしました。

次に、お手元の資料3をごらんください。杉並区協働推進計画改定案でございます。協働推進計画では、さまざまな具体的取り組みのうち、主要なものを計画化いたしました。

それでは、方針ごとにご説明を簡単にさせていただきます。

方針1、1ページをお開きください。こちらは「区民参加の促進」です。これは2つの視点から項目を整理しております。

1つは、ボランティアとの連携による地域課題の解決、もう1つは、区民の参加機会の拡大です。

まず、ボランティアとの連携による地域課題の解決につきましては、1ページがございますとおり、防犯にかかわる2つの取り組みを計画化しております。

また2ページから4ページをお開きください。こちらには、緑化や清掃等美化活動に係る取り組みの計画化を複数しております。

それから、4から6ページに記載いたしました区民参加の機会の拡大、もう1つの柱でございますけれども、こちらでは、地域防災力の向上や健康づくりへの取り組みや、新たにまちづくりに向けた地域との連携協力の取り組みというものを計画化しております。

次に方針2でございます。7ページをお開きください。「地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援」でございますけれども、こちらは7ページから14ページにわたってございます。

地域人材の育成支援策といたしましては、8ページ、NPO等の活動支援、それから10ページ、すぎなみ地域大学の運営、これが主なものでございましたが、新たに、同じく10ページでございますが、地域人材を発掘し、育成するための新たな仕組みづくりを計画化してございます。

それから地域活動環境の充実に向けましては、7ページ、地域活性化事業への支援、

それから10ページ、11ページにわたりますけれども、地域の手、地域の目、たすけあいネットワーク事業、そのほか新たに、8ページ、9ページにおきましては、協働提案制度の実施、中央線あるあるPROJECTの推進等を計画化しております。それからまた、協働のきっかけとなるすぎなみフェスタ等のイベントにつきましても、複数計画化をしております。

それから方針3でございます。方針3は15ページ、16ページにわたっております。「協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実」という項目でございます。すぎなみ地域コム等のウェブサイト運営のほか、新たにICTを活用した災害情報の収集と発信、こちらは実行計画のほうにも計画化がされておりますけれども、こちらも協働の重要な取り組みとして計画化をしております。

以上の計画、参加と協働による地域社会の実現に向けて、着実に進めてまいります。

続けまして、資料4となりますが、行財政改革推進計画をお開きください。方針1から5までございますので、方針の順に簡単にご説明申し上げます。

まず方針1、1ページをお開きください。「財政健全化と持続可能な財政運営の実現」でございますが、こちらでは、1ページお開きいただきますと、2ページ、3ページのところに広告収入の確保、3ページ、税・保険料・利用料等の収納率の向上のほか、新たに、2ページ目に記載しておりますけれども、駐車場の有料化や区営住宅の駐車場の貸し出し等にも取り組んでまいります。

それから、5ページから11ページにわたりますけれども、方針2、「効率的な行政運営」の項目でございます。こちらは、業務の実施方法の見直しを進めていくという項目が複数ございます。また、1つの課が担当する業務全体に対して詳細な業務分析を行いまして、それを精査した上で、専門定型業務を民間に委託するという新たな取り組みを進めてまいります。また、保育園等施設の民営化や指定管理者制度への移行にも、引き続き積極的に取り組んでまいります。

それから次には、12ページから15ページの記載となります。方針3、「効率的な組織体制の構築と人材の育成」でございます。こちらでは、公務員制度改革に対応した人事・給与制度の見直し、組織の改編のほか、新たな行政需要に対応しつつも、3年間で100名の職員削減を目標とした職員定数の適正化にも取り組んでまいります。

次に、方針4でございます。これは「区立施設の再編・整備」ですが、15ページ、16ページにわたってございます。こちらでは、区立施設再編整備計画に基づきまして、27年度からの3カ年で財政効果が得られる項目を計画化しております。和田堀会館の廃止、区民住宅の廃止等でございます。

最後に方針5でございます。17ページから18ページにわたっております。「分権型時代の自治体間連携などの取組推進」でございます。こちらでは、基礎自治体間の新たな広域連携の推進と、区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進を新たに計画化してございます。

以上の計画に取り組んで、持続可能な区政運営の実現に向け、力を尽くしてまいります。

簡単でございますが、私の説明を終わります。

議長 以上で杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）改定案についての説明を終わります。

それでは、ただいまの説明に対する質疑のある方は挙手を願います。——それでは、挙手された方を確認いたします。富本卓議員、中村康弘議員、安斉あきら議員、原田あきら議員、市橋綾子議員、けしば誠一議員、藤本なおや議員、横田政直議員、奥山たえこ議員。漏れた方いませんか。——以上、確認いたしました。

これより質疑を行います。

以下の点でご協力をお願いいたします。

初めに、質問は、ただいまの説明の内容に限り、簡潔明瞭をお願いいたします。課題外にわたらないようお願いいたします。

理事者の答弁も簡潔明瞭をお願いいたします。また、答弁漏れのないようお願いいたします。

次に、他の議員の質疑と重複する質問はご遠慮願います。

また、質疑は一問一答形式ではなく、最初に質問を一括して行ってくださるようお願い申し上げます。答弁を受けた後、必要があれば再度質疑をしていただくということで進めたいと思います。

なお、時間についてですが、質疑をされる方が多いので、答弁を含めて、おおむねお一人15分程度をお願いしたいと思います。円滑な進行にご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、多数会派順に、富本卓議員から質疑をお願いいたします。

富本議員 それでは、会派を代表いたしまして質問してまいります。

まず、今回改定に至ったわけですけれども、庁内でいつごろからどういう形で、この体制で進めてきたのか。また、新規見直し、廃止とはどのように決定をしているのか、そのあたり。

それから、庁外というか、議会、区民、そして基本構想では区民懇談会でチェックを

していくなんでありましたけれども、この辺とのかかわりはどうなっているのか。

それと、重点政策というのはどういうふうな形で決めて、また、それはどういうふうな形で今後生かされるようになるのか。一般的な施策との違いというか、その辺をもう少し説明いただきたい。

続きましては、新規事業は29ということですがけれども、逆に今回の改定で統合とかではなくて完全に対象外というか、計画外となった事業はどの程度あって、それはどのようなものがあるのか、理由等もお聞かせいただきたい。

次に、区政を取り巻く環境が当然変わったので改定するわけですが、変化の1つ、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定はどのように計画に反映をされているのか。

次に、保育の問題、代表質問でもやりましたけれども、2,900ということ、今後は2,000人拡大ということになるわけですがけれども、とはいうものの、将来的にはやはり子どもの数も減ってくるわけで、そうなると、施設が余るとか、また保育士が余るということも予想されるが、その辺についてはどうしていくつもりなのか。この辺は総合計画、実行計画のほうで聞きたい。

行財政改革のほうでは、補助金の見直しも具体的に着手されるということですがけれども、どのようなスケジュールで進めていこうとしているのか。また行革効果の欄に財政効果の見込みが表記をされていないが、その理由はいかがか。

それから協働推進について。代表質問でも言いましたけれども、公益的な活動にかかわる人材が不足しており、すぎなみ地域大学で云々という話があるのですけれども、具体的に育成していくとはどういう仕組みづくりで育成をしていくのか、その辺の具体的な説明をもう少し掘り下げていただきたい。なかなかこれは、そういう方が出ても、町会等古い壁もありまして、結局浮いているというような現状もよく見ておりますから、資格証を渡して働かずというケースになると困るので、その辺をよろしく願います。

それから施設再編について。旧永南小の跡地で特養と重度障害者入所施設をつくるということですが、既存の校舎にこれだけの定員が入るのか、この辺はどうなるか。それからあと、校庭はどうするのか。用地全体の活用策についても、もう少し具体的な内容を伺いたい。

それから最後、私はこの週末にお祭りに行ってきましたけれども、杉並会館をあのままにしてほしいと、目の前の神社の直会でも言われました。杉並会館は結局どうなっていくのか。結局は耐震をしてこのままということで3年間過ごすということになるんですが、荻窪地域のああいう施設、いわゆる区民が集いやすい施設は、杉一は杉一であるんでしょうけれども、どうしていくのか、この辺について最後伺って、終わりたい。よ

ろしく答弁をお願いします。

企画課長 私のほうからは、まず計画策定のプロセスについてご答弁を申し上げます。

いつごろからどういう形で進めて、区民懇談会との関係はどうだ、また重点事業はどのような形で決めて、今後どう生かされていくのかというようなご趣旨だったと思います。

まず、先ほど冒頭でもご説明したように、基本方針を定めて、その後具体的な作業を進めてまいったわけですけれども、3月25日の経営会議でこれを決定してございます。その後、区民アンケート、団体要望、そして区議会各会派の要望を聴取させていただきまして、その内容を参考にさらに作業を進め、その後区長選挙もございましたので、区長選挙後は、区長の公約もしっかり取り込んでここに至ったというような状況でございます。

重点事業でございますけれども、今申し上げたような区民アンケートや団体要望、議会の要望を踏まえまして、区民の皆様、議会の皆様、こういうところを重点的にやるべきじゃないかというご意見をいただきましたので、それを踏まえましたのと、それからやはり全体的に施策への寄与度が大きいもの、これをやることによって施策の目標達成にかなり推進が図られるというものについては、重点事業にしてございます。

そして、今後どういうふうに生かされるのかということでございますけれども、それらの事業につきましては、先ほどもご説明したように、可能なものについては施策の指標を上方修正してございますので、重点事業を中心に目標の達成を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから大きな2つ目に、計画外となった事業についてのご質問がございました。計画外になった事業につきましては、統合とか見直しとか単純な名称の変更とかを除きますと、全部で18事業でございます。

その理由につきましては、1つには、電子地域通貨事業のように事業者との協議が終了したもの、事業が終了したもの、もう1つには、例えば子供の整備ですとか30人程度学級の実施ですとか、所期の目的を達成したもの、目標をクリアしたもの、それから3つ目といたしましては、当時の社会状況を踏まえて芽出しをして重点的に推し進めてまいりましたが、それが軌道に乗りましたので、今後は単年度ごとの予算対応でいいたろうという判断に至ったもの、大きくこの3つに大別されます。それによって見直しを行った結果、冒頭申し上げたように、18を計画外というふうにいたしましたものでございます。

私からは以上です。

財政課長 私からは、行財政改革推進計画のうち、補助金の見直しについてご質問いただきました。補助金の見直しの取り組みについてでございますが、今年度、26年度に、補助金を所管する各課に対して現状と今後の方向性についての調査を行ってございます。現在その調査結果の取りまとめの作業を行っているところでございますが、行革のほうの計画では、この調査結果等をもとにしまして、27年度以降、各年度の見直しを具体化させていくスケジュールになっております。また、その見直しの過程におきまして、必要に応じて学識経験者等による助言もいただくような形で、評価、検証に取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

協働推進課長 私からは、地域大学を活用した地域人材の育成についてのご質問にお答えいたします。

今後担当課と十分に協議してまいります。まず最初の取り組みといたしましては、地域大学を活用して、講演会方式で公益的な活動を区民に知っていただきまして、参加を呼びかけていくことから始めてまいりたいと考えております。その後は、例えば活動分野ごとだとか、新規に活動に参加された方を対象とした研修の実施など、担当課の意向を十分聞きながら、十分協議して仕組みづくりを行っていきたくと考えております。

保育課長 私からは、今後の保育需要の予測とそのときの対応といったことをご質問いただきましたので、その関連についてお答えさせていただきます。

実行計画の期間におきましては、就学前人口と保育需要率、この推計をもとに、3年間で保育定員2,000人を確保するという取り組みをすることによりまして、保育ニーズに的確に答えていくといったことで計画化したところでございます。

将来的には、この間、我が国の少子化が進行してきておりますので、議員ご指摘のとおり、いずれは当区の保育需要も減少傾向に転ずることが予想されることから、区といたしましては、今後の実行計画や、また新たに策定します子ども・子育て支援事業計画、これらの計画を改定する中で、区が緊急整備してきました現在25カ所あります杉並区保育室を縮小させていくことにより、保育の需給バランスを調整することや、また、現在区立の直営の保育園が38園運営となつてございますけれども、これらの施設の民営化や指定管理者制度の導入を促進することなどによりまして、保育人材の適正な配置、そうしたところにも意を用いていくことを考えておりまして、先を見据えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

施設再編・整備担当課長 私からは、旧永福南小学校の用地全体の活用についてお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームと重度障害者の入所の施設につきましては、複合施設とし

て、校庭の用地を使って整備を検討してまいります。

次に、既存の校舎につきましては、体育館のある西側の部分を地域体育館として改修しまして、2階と3階のフロアにはそれぞれ6教室程度のスペースがございますので、そちらを、地域の方々がご利用できるような運動室ですとか会議室や多目的の集会室として整備をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、既存校舎の東側の部分でございますけれども、こちらは解体、撤去をしまして、ビーチスポーツ等ができるような屋外のスポーツ広場、運動広場として整備をしていきたいということで検討を進めてまいります。

企画課長 失礼しました。先ほどちょっと答弁漏れがございましたので、補足させていただきます。

1つが区民懇談会との関係ですね。先ほど申し上げた区民アンケートの実施時に、区民懇談会の委員の皆様には個別に意見の聴取を行ってございます。あわせまして、去る9月4日に区民懇談会を開催いたしまして、その場で直接改定案の内容をご説明して、意見を伺ってございます。今後計画を改定決定した段階では、またあわせて、皆様の意見をどういう形で反映して計画決定に至ったかということのご報告もしたいというふうに考えてございます。

それから、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定をどのように計画に反映させているのかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、施設のバリアフリー化の推進、観光事業の推進、外国人対応ボランティアの育成、案内地図サインの多言語表記などにつきまして、5施策5事業にわたって、オリンピック・パラリンピックの東京開催を見据えた取り組みを反映してございます。

区民生活部管理課長 私から、杉並会館の今後につきましてお答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、今後耐震化工事をした上で、当面利用を続けていくわけでございますけれども、今後のレセプション機能につきましては、アニメミュージアムのあり方も含めまして、現在、どういったものがよろしいのか、具体的な条件等につきまして検討しているところでございます。

高齢者施設整備担当課長 永福南小学校跡地の特養の整備に関しまして、若干補足させていただきます。

最初、特養の整備については、既存校舎を利用して整備していくというふうに検討してまいりましたけれども、既存校舎はオープン教室のため、なかなか効率的な運用ができないということで、特養の整備についても80を切る状況でございました。また、改築経費と改修経費を比べますと余り大きな差がないこと、それから、校庭を利用いたしま

すと、障害者の入所施設をあわせまして90人程度の定員が確保できる、そういうことで検討しております。

富本議員 永福南小の校庭については、スポーツ議連の要望活動が実ったということで、よろしくお願いします。

最後に、今の答弁を聞いていて、協働のところ、もう少し頑張っていたきたいと思います。所管と調整してやってというのは当然のことなんで、もう少し具体的なものが説明できないといけないかなということはちょっと感じましたので、そこはもうちょっと何かしらしないのか。これからなんでしょうけれども、今の答弁だと当たり前のことを当たり前に言っているだけで、その辺もう少し、決意めいたものでも結構なんですけど、では、今のどこが問題で、どうなって、それを地域大学でどうしていこうかということ。

それから新たな人材の発掘ということにやたらこだわられていますけれども、今の人たちの意識転換ということもないと、融合しないと思うんですよ。新しい人を入れても、新しい人が学問的な知恵だけ持ってきてああだこうだと言ったって、今の町会の人たちの意識と融合しないと、結局遊離をしてけんかをするだけということになるので、ここが合わさらないとこれはうまくいかないと思うんですが、この辺について見解を伺って、終わります。

協働推進課長 これから検討するわけですが、民生委員、消防団、いろいろ地域の中で活躍しております、そうなってくると、民生委員の方からも、訪問しても拒否されるだとか、そういう声が私の耳にも入ってきています。そうすると、民生委員の活動についても、区民の方の認知というか、その辺を上げていく、協力体制をとれるような形で、まずは講演会みたいなものを開催していきたいと考えてございます。

議長 以上で富本卓議員の質疑は終了いたしました。

中村康弘議員、お願いします。

中村議員 それでは、総合計画、実行計画について4点お伺いします。

まず1つ目、施策指標について。

指標の目標値はどのような根拠で定めているのか、区民が見たときにその目標値が果たして妥当な目標なのか、どのような意味を持つのか、すぐには判断しかねるのではないかと。区民にとって理解しやすい工夫が必要と思うが、いかがでしょうか。

次、2点目、人口推計について。

資料6にある今回の区の人口推計は、高齢化率等を見ても社人研の推計値とは開きがある。その理由はどこにあると考えているのか。また、このように区の推計値と開きがあることについて、区はどのような見解を持っているのか。

次に、計画事業、スタンドパイプとがん検診について伺います。

スタンドパイプの効果を高めるためには、単に防災会に配布する数を増やすだけではなく、設置場所の認知度を高め、多くの地域の方がそれを使いこなせるようになることが不可欠であると思うが、どのように実効性を高めていくおつもりか。

このたび健康づくり推進条例が制定された意義は大きいとっております。現在、健康づくり推進協議会で各分野の目標設定への取り組みが行われておりますが、専門家の意見をじっくり聞いて、実効性の高い条例となることを期待したいと思っております。

その中で特にがん対策においては、総合計画での指標、現行ではがんによる年齢調整死亡率の数値が採用されているが、今改定案で、75歳未満の年齢調整死亡率を指標とすることになった。国及び都やほかの自治体との整合性が図られ、また、より若年者へのがん対策に焦点が当たる意義があると思う。この改定の意図について改めて区の考えを確認するとともに、やはりその中でも一番重要となる検診の受診率の向上に向けては、今年度からがん検診電算システムの本格稼働も行われているが、改めて検診の受診率に対する区の意気込み、取り組みについて伺う。

次に、行財政改革推進計画について、4点伺います。

まず最初に進行管理という点に関して。

これは行革のみならず、協働推進計画の両方に通じることではありますが、行革、協働については、現計画においてはいずれも基本方針に基づく取り組みとなっているが、今回の改定案では計画という形に位置づけられ、項目ごとに担当課が入っている。また、行革計画については、定数削減、財政効果を生む取り組みについても明記されているところである。このような改定については評価するところではあるが、進行管理が非常に重要と考えている。どのように進行管理を行い、効果を担保していくおつもりか。

次に、財政効果額について伺います。

財政効果額については、具体的な金額が示されていないが、可能な範囲で、現時点での財政効果額の見込みについて、全体の合計額で結構なので、お答えいただきたいと思っております。

次に、職員定数の適正化について。

改定案では3年間で100名の職員削減に取り組むとの目標が示されている。子ども・子育て新制度などの制度改正や保育待機児童対策など、先延ばしができない課題も増大する中、この目標値は達成可能な現実的な数値と言えるのか。3年間で100名を算定するに至った根拠を伺います。

次に、区全体のウェブサイトの再構築について。

区の公式ホームページが利用しづらく、知りたい情報になかなかアクセスできないとの区民意見が多く寄せられていたと認識している。ようやくこのたび再構築に着手することは喜ばしいことではあるが、今後の取り組みスケジュールと行革効果は見込めるのか伺う。

次に、協働推進計画について、特に地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在区が進めているケア24を中心とした地域づくりの取り組みに関連して、協働推進計画について2点伺います。

まずは、ひとり暮らし高齢者とたすけあいネットワーク、地域の目事業について。

あんしん協力員やあんしん協力機関を増やしていくことは、当然重要なことになるが、具体的にどのような働きかけを行っていく予定なのか、その考えを伺う。

次に、協働提案事業について伺います。

昨年モデル実施し、今年度から本格実施する行政テーマ設定型に加え、区民自由提案型も始められた。この事業を通して、行政との協働だけではなく、団体間のマッチングもNPOセンターが行うということで、行政では目が届かない地域課題の掘り起こしも可能となり、画期的な取り組みだと思う。地域づくりの1つの有効なツールとなるのではないか。この事業に対して区の期待するところをお聞かせいただきたい。

最後に、施設再編整備計画について、1点だけ伺います。

桃井第二小学校の改築についてです。あんさんぶる荻窪内の児童館の再編に関連して、桃井第二小学校の早期改築の計画が打ち出されたことは高く評価している。教育委員会では地域に開かれた学校づくりを目指しているが、桃井第二小学校の改築に向けては、どのような体制で検討を進めていくのか伺う。

以上です。よろしく申し上げます。

企画課長 私のほうからは、施策の指標と人口推計に関するお尋ねにお答えをいたします。

まず、施策の指標について、ご指摘のとおり、確かに区民の皆さんの目から見た場合には、その目標が果たして高い目標なのか低い目標なのか妥当なのか、ほかになかったのかということについてなかなか判断しかねるというふうに、ご指摘を受けて、思いました。

これについては、本日も資料8で施策の新旧対照一覧をお配りしてございますけれども、例えば1ページ目の施策3のところに書いてある区内における交通事故件数とか、あるいは3ページ目の施策22の保育所入所待機児童数などにつきましては、ゼロが当然理想なわけでございますね。今例示した2つについては、目標はゼロにしてございます。また、例えば家庭内における減災の視点に立った防災対策の推進、2番のところの、家

庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合とか、あるいは環境のところの施策であります環境に配慮した取り組みを行っている区民の割合、これなどは100%というのが理想の状態ということで、今挙げた2つについては100にさせていただきます。ただ、全てゼロが理想なものがゼロに、100が理想なものが100に、平成33年度までに達成できるかということ、現況を踏まえると、なかなか難しいものもでございます。そういったものにつきましては、これまでの取り組みと現状を踏まえまして、100、ゼロというわけにいきませんけれども、より高い目標ということで目標を設定しております。

また、中には、100とかゼロではなくて、定員とか利用者数とか回数など、実績を伸ばしていくということを目指しているものもでございますので、これらにつきましても、これまでの取り組みと実績を踏まえて、より高い目標ということで設定をしております。

なお、中には、東京都や国との連携によって取り組むことが不可欠なものもございしますので、そうしたもので都や国が計画等で目標を設定している場合には、それも十分勘案して目標を設定しているところでございます。

いずれにいたしましても、その辺の事情が区民から見ると、ただ数字が並んでいるだけだと非常にわかりにくいと思いますので、何らかの工夫は必要だと思いましたので、今後検討させていただきたいと思えます。

それから2つ目の人口推計でございますが、確かにこちらも、ご指摘のとおり、社人研の推計とは開きが出てございます。大きく2つ理由が考えられまして、1つは、ベースにしている人口と推計時点、それから推計期間の違いがあるということですね。社人研につきましては、平成22年の国勢調査人口をベースにした5年ごとの平成52年までの30年間の推計です。これに対しまして区の推計は、平成26年1月1日の住基人口をベースにした毎年の推計でありまして、平成46年までの20年間の推計です。この違いが1つです。

それからもう1つは、出生率とそれから移動率の設定の仕方、考え方に違いがあると思います。社人研の移動率につきましては、2020年オリンピックの開催までに地方から大都市の人口流入がおさまるという前提に立っていると聞いてございます。

また、出生率につきましても、社人研のほうは、ここ数年、国においても都においても杉並区においても出生率は伸びておりますが、これは団塊ジュニア世代の方が晩婚晩産化というような背景もあって、40代前に出産をしているということによる一過的なものだというふうに見ております。

これに対して区は、人口増加傾向にある直近の5年間の住基人口をベースに、推計期間中の移動率を出してございますし、出生率につきましても、直近の大きくはね上がっ

て0.95という出生率が今後とも推計期間中固定して続いていくというような前提に立ってございます。

このような大きな2つの違いが結果の違いにつながっているものというふうに考えてございます。

ただ、いずれの推計においても、将来的に人口が減少し、また高齢化率が上昇していくというのは同じでございます。社人研の見立てのようなことになる、つまり地方からの移動がおさまる、出生率が一過性のもので余り今後伸びていかないということも十分あり得ることですので、私どもとしては、その場合には、人口の減少、また高齢化が今回の区の推計よりもより加速化するというところでございますので、そういう可能性も十分念頭に置いて、今後の施策展開を図っていかなければいけないというふうに認識してございます。

私からは以上です。

防災課長 私から、スタンドパイプに関するご質問にお答えさせていただきます。

設置場所の認知度を高めるということですが、現在、杉並区で防災マップの作成支援ソフトを防災会等に配布をしておりますので、防災マップを通じて設置場所の周知を図っていただければと思っております。また、以前議会でもご提案があった表示パネル、そういったものもつくって、あわせて周知を図ればというふうに思っております。

さらに、操作方法の習得については、東京消防庁と連携した訓練の充実を図りながら、さらに区の職員に東京消防庁のOB職員がいますので、そういったところを含めて訓練体制を充実させて、技術の習得を図っていただければというふうに思っております。

健康推進課長 私のほうからは、がんの75歳未満年齢調整死亡率を指標としたことにつきましてお答えいたします。

委員のご指摘のとおり、国や都のがん対策推進計画の指標とそろえまして、比較をできるようにしたということと、高齢化の影響を除いて、壮年期のがんの死亡の減少を高い精度で評価するため、このような指標に改定をいたしました。

それから、がん検診の受診率向上につきましては、システムを活用いたしまして、ターゲットを明確に絞り込んだ効果的、効率的な個別受診勧奨を行うなど、今後とも一層がん検診の受診率の向上に努めてまいります。

行政管理担当課長 私からは、計画の進行管理につきましてお答え申し上げます。

今までも、行財政改革推進関係につきましては、行財政改革推進本部のもとで、しっかりと進行管理をしてまいりました。また協働推進計画につきましては、これから新たに協働推進本部のもとでPDCAサイクルをしっかりと機能させて進行管理をし、着実

に計画を遅滞なく進めてまいろうと考えているところでございます。

引き続きまして、財政効果額の見込みについてお答えいたします。

業務委託に伴う行革効果の一部など、現在算定できない取り組みというのもございますけれども、それを除きますと、全体合計額25億程度を見込んでいるところでございます。

定数・組織担当課長 私のほうから、職員定数の適正化や100名の算定基礎というご質問にお答えさせていただきます。

区立保育園の民営化等の推進を初めといたしまして、行革推進計画、方針2及び3におきまして計画されました取り組み項目、所管課のほうにヒアリングを行いまして、削減可能予定数を聞きましてこれを積み上げ、さらに、これまでの事務事業や組織の見直しなどの実績の予測値を加えまして、3年間で200名余の職員定数の削減が可能というふうに試算してございます。

一方で、議員おっしゃいましたとおり、保育園待機児童の対策、これらの喫緊課題ですとか、子ども・子育て支援制度の改正が予測されております。こういったものの予測値をもとにしまして、必要であろう職員の増員分、3年間で100名程度と試算してございますけれども、これらを差し引きまして、目標値として計画化したものでございます。

情報政策課長 私からは、区全体のウェブサイトの再構築についてお答えをいたします。

再構築のスケジュールでございますが、27年度に構築、28年度には運用を開始する予定でおります。また、サイトの統合を図ることで、継続的な財政効果が見込めるものというふうに考えてございます。

高齢者在宅支援課長 私のほうから、たすけあいネットワークのあんしん協力員、あんしん機関を増やしていくための方策ということでございますけれども、ケア24中心に、そういったチラシをつくったりしていただいておりますので、ケア24の広報のチラシとかポスターを掲示板に張ったり、そういったことで増やすような努力をしてまいりたいと思います。

また、協力機関に関しては、区も直接的にアプローチをしっかりと持ちまして、地域包括ケアシステムの基盤整備につながるよう、しっかりと努めてまいりたいと思います。

協働推進課長 私からは、協働提案事業についてお答えいたします。

本年8月から区民自由提案型を始めました。この制度は、区からの課題提起だけでは地域の課題の掘り起こしが不十分なため、実施したものでございまして、この点は委員のご指摘のとおりでございます。この制度を通じまして、区と地域団体、あるいは地域団体が地域課題の解決に向けて協力して立ち向かっていく、杉並区ならではの協働提案

制度を築いてまいりたい、そのように考えております。

学校整備課長 私から、桃井第二小学校の改築についてお答えをいたします。

桃井第二小学校の改築に当たりましては、地域の子どもたちの教育環境や健全育成の充実を図るとともに、未就学児が利用できる遊び場や地域の集会スペース等もあわせて整備をして、地域にとっても魅力ある学校にしていまいりたいと存じます。

検討体制でございますけれども、新しい学校の施設づくりなどをさまざまな角度から検討して、基本計画案を定めるための改築検討懇談会を設置する予定でございます。懇談会委員の構成は、PTA代表、町会・自治会の代表、学校評議員、学校支援本部、学校長を中心に検討してまいりたいと存じます。

また、庁内の検討組織につきましても、部課を横断しプロジェクトチーム等を設置し、検討してまいりたいと考えてございます。

本計画が決定されましたら、早期に懇談会を設置し、27年度の設計につなげてまいりたいと存じます。

議長 以上で中村康弘議員の質疑は終了いたしました。

次に、安斉あきら議員の質疑に入ります。

安斉議員 会派を代表しまして、8点ほど質問させていただければと思います。

まず最初に、総合計画、実行計画のところで、区民意見の反映というところで1点お聞きをしたいと思います。

区民アンケートでは、約4,500人の区民の皆さんから回答があったということですが、その意見をどのように今回の改定案に反映したのか、また、基本構想実現のための区民懇談会ではどのような意見が出され、出された意見に対してどのように対応していくのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして計画事業の中で、新たに計画化された定員29人以下の小規模特養については、その整備のためにどのぐらいの規模の用地が必要になるのか。また、一定規模以上の特養のサテライト型施設の位置づけを想定しているようだが、運営法人は必ずしも区内で特養を運営する事業者でなくてもいいのか、この辺、お伺いしたいと思います。

次に、行財政改革推進計画について、2点質問します。

まず、今回広告料収入の確保ということで、広告収入の確保に力を入れていくということなんですけれども、どのような媒体に広告を掲載していこうと考えているのか、新たな取り組みについて、改めてお伺いさせていただければと思っております。

次に、福祉事務所の相談事業の見直しということなんですけれども、どの部分を見直していくのか、また新たな相談体制の確立とは具体的にどのようなことなのか、説明を

していただきたいと思います。

また、27年度には業務の一部委託化を含む効率化の検討を行うとのことですが、どのような業務を想定して業務委託を考えているのか、この点についてもお伺いさせていただきます。

次に、協働推進計画について、2点お伺いをさせていただきます。

区民の参加により健康づくりというところでございますけれども、健康づくりのための自主グループなどによるさまざまな取り組みが行われるということですが、健康づくりリーダーの養成やグループ間のネットワークづくりなどは区がどのようにかかわっていくのか、この点についてお伺いをさせていただきます。

次に、協働提案制度でございますけれども、新たに始めた協働提案制度では、事業効果をどのように考え、何をもって成果と捉えるのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

施設再編整備について、2点お伺いいたしますけれども、仮称天沼三丁目複合施設についてでございます。杉並区実行計画の改定案を見ると、仮称天沼三丁目複合施設は、特養棟と複合施設棟の2棟から成る複合施設であり、これによって、誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点として区民福祉の向上を図るということですが、取り組み内容を見ると、複合施設棟の中に入る施設として示されているのは、現在あんさんぶる荻窪に入っている施設と、来年4月から入る予定の就労支援センターとなっております。しかし、誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点というからは、単純に現在のあんさんぶるに入っている施設が移転するだけではないと思いますが、そのような理解でよいのか、どのようにして区民福祉の向上を図るのか、特養棟の機能と連携なども含めて、もう少しわかりやすく説明をいただきたいと思っております。

そして最後1点、未就学児療育体制の充実についてでございますけれども、旧若杉小学校については、地域の活性化や病児保育及び障害児の療育を含めた子育て支援なども視野に入れ、本格活用を検討するという計画でありましたが、今回、重症心身障害児対応型児童発達支援事業所を整備するとの計画が打ち出され、このことについては高く評価をしているところであります。これは旧若杉小跡地の本格活用策という理解でよいのか、旧若杉小跡地活用の全体の取り組み状況とあわせて、今回の計画の目的や事業所の規模、運営方法について伺いたいと思っております。

以上でございます。

企画課長 私からは、最初のご質問であります区民意見の反映につきましてお答えをさせていただきます。

今回、非常に多くの区民の皆様からアンケートにご回答いただきました。区民アンケートの中で、目標ごとに特に力を入れるべき取り組みというものを幾つか挙げていただいたんですが、その結果、取り組みの上位3位以内に選ばれたものにつきましては、今般の改定で全てまず計画事業化をしてございます。さらにそのほとんど、1事業を除いて全ての事業を重点事業に位置づけまして、さらに、可能なものにつきましては目標の上方修正を行ってございます。このような形で取り組みを強化していきたいというふうに考えてございます。

それから、区民懇談会でどのような意見が出されて、どのように対応していくかというご質問がございましたが、区民懇談会では、行革の計画、協働の計画と実行計画の取り組み項目との関係性がいま一つよくわからないというご意見がございました。また、計画事業の取り組み内容、3カ年の箱の中、また、26年度末実績等を定量化して数字を入れたことは、複数の委員から非常に評価をしていただきました。ただ、なぜその事業規模なのかということがちょっとよくわからないと。なぜ600じゃなくて700なのかというようなことがもう少し伝わるようにしてほしいというようなご意見をいただきました。

この2つの意見につきましては、現在検討中でございますが、何らかの形で、よりわかりやすくなるような工夫を加えたいと思っております。

それから、計画事業につきまして、情報関連のご意見が幾つか出まして、災害情報を初めとして、ICTに弱い方々への配慮も含めて区民に情報を迅速確実に、正確に提供できるような方法を工夫してほしいという意見や、オリンピック・パラリンピックの東京開催を見据えて、中央線あるあるPROJECTを初めとした観光事業をより一層推進してほしいというご意見、また、若者就労支援センターの事業は非常にいい試みなので、今後とも充実強化を図ってほしいというような意見をいただきました。

これらにつきましては、既に改定案の中でも計画事業化を図っておりますので、この計画を確定させて具体化、推進する中で、ご意見も踏まえて、より一層充実、加速化させていきたいというふうに考えてございます。

私から以上です。

高齢者施設整備担当課長 私から、小規模特養につきまして答弁させていただきます。

小規模特養につきましては、定員が29人以下となっておりますので、建蔽率、容積率、50、100のところでしたら、土地の形状にもよりますけれども、約1,200平米の土地があれば特養を整備すると考えております。

また、運営事業者でございますけれども、運営事業者については広く公募で募りたいというふうに考えておりますので、委員ご指摘のとおり、区内の特養の運営事業者に限

定することなく、広く募集していきたいというふうに考えてございます。

行政管理担当課長 私から、広告収入の確保に関連するご質問にお答えいたします。

今回計画の中で「広報すぎなみ」への広告掲載、これは、できましたら来年の4月号からというふうに考えております。それから、27年度中にはホームページのバナー広告を検討できたかなと思っておりますが、ホームページの全体の見直しもございますので、それとの整合性を図って、できるだけ早く始めていきたいと考えているところです。

それから、こちらは行財政改革推進本部のもとでしっかり進捗管理をしていきたいと思っておりますので、今後新たな広告媒体を検討していきまして、優先順位をつけて積極的に取り組んでまいりたい、かように考えているところでございます。

杉並福祉事務所長 私から、福祉事務所の相談業務の見直しについてお答えさせていただきます。

福祉事務所の相談業務の見直しについてですが、障害者総合支援法に基づきまして、平成27年4月より、福祉事務所の障害者担当業務のうちケアマネ業務等が民間事業所及び障害者施策課に移行いたします。また同時に、生活困窮者自立支援法に基づきまして相談窓口が開設されまして、生活困窮者の相談業務の一部がそちらに移行する予定でございます。

そうしたことを踏まえて、27年度には障害者担当、相談担当のそれぞれの業務の連携、一体化、また困窮者窓口との連携、そういった新たな相談体制の見直しを図ってまいります。

また、相談担当業務のうち、定型的に一括大量処理を行う自立支援医療業務などの委託についても検討いたしまして、28年度以降の相談外の業務及び体制の見直しを図っていくものでございます。

健康推進課長 健康づくりのためのグループへの区のかかわりについてでございますが、まず、健康づくりリーダーの養成につきましては、すぎなみ地域大学の講座の開講や、リーダー対象の研修等を実施してございます。

それから自主グループのネットワークにつきましては、月1回定例会を開催いたしまして、共通する健康づくりの課題やグループ運営についての問題等を解決するための支援を行っております。

協働推進課長 私からは、協働提案制度についてお答えいたします。

現在、昨年度事業化決定した2つの事業を実施してございます。1つは親子自転車プロジェクト、もう1つは家庭から出る生ごみの減量施策でございます。いずれの事業も教室を開催して、親子自転車の安全運転への心構えだとか、家庭で楽しく簡単にできる

ごみが出ない調理法などの教室を開いてございますが、事業効果につきましては、教室ごとの区民の参加率、アンケート調査による区民満足度など、効果を測定してございますが、より重要なところでは、区職員から、民間団体との協働で、民間の持つマンパワーだとかスピード感を学ぶことができたなど、職員の姿勢において主体性が培われてきているというようなどころも大きな成果かと思えます。

政策経営部副参事 私からは、仮称天沼三丁目複合施設について、少し詳しく説明をさせていただきます。

まず、複合施設棟につきましては、もちろん、あんさんぶる荻窪に入っている施設の単純な平行移動ではありません。あんさんぶる荻窪から実行計画改定案の中で示されている5つの機能を移転させ、効果的なレイアウトやスペースの充実を図るとともに、新たに関連する施設や機能を付加することにより、区民のさまざまな相談に対する支援体制や関係機関同士の連携体制を強化します。例えば成年後見センターや社会福祉協議会等の権利擁護の機能に加え、地域における在宅医療・介護の連携拠点として必要な機能を組み込むことで、地域包括ケアシステムのバックアップ機能の充実強化を図ります。

また、生活相談、就労自立相談機能についても、幅広いニーズに応えられる総合的な相談支援体制の強化に向けて検討いたします。さらには、誰もが気軽に立ち寄れる施設としての工夫も考えています。

一方で、大規模な特養ホームにつきましては、地域に開かれた施設として、家族支援のためのショートステイのほか、医療・看護機能などの付加による区内全域の在宅医療の連携拠点としての機能の整備を検討しています。今後、複合施設と特養に備える機能が効果的に連携できるよう、具体的な内容について検討を進めてまいります。

このように2つの施設の整備と両施設の強力な連携体制の構築によって、区民福祉の向上に大きく寄与することができます。

施設再編・整備担当課長 私からは、旧若杉小学校の全体の活用策についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、平成26年度計画では本格活用の検討としておりましたが、この間、日本大学幼稚園の建て替えということで、既存の北の校舎を園舎の建て替えの仮設園舎として貸してほしいという要請がございました。日本大学幼稚園は、180名規模の定員を抱える私立幼稚園でございます。地域でもかなり大きな幼稚園となります。全面建て替えということですので、建て替えには仮設の用地が必要ということで、それが確保できないということになりますと、地域の幼稚園ニーズにも対応できなくなるということがございましたので、区といたしましては、子育て支援の観点から、これは重要

なことであるということで、今回、北側の校舎につきまして、日本大学幼稚園の仮設の園舎として貸し付けをするということで、それを考えているところでございます。

建て替えは、今のところ27年度から29年度にかけて使用するということになっておりますので、この間、本格活用につきましては、28年度第一次実施プランの計画改定の中で、改めて検討するというところで考えてございます。

以上のことから、今回の改定案になっているところでございます。

私からは以上でございます。

障害者施策課長 私からは、旧若杉小跡地の重症心身障害児対応型児童発達支援事業所の整備についてお答えします。

この間、未就学児の療育体制については、民間事業所の開設誘致を積極的に図って、区と役割分担のもとに進めてまいりましたが、一方で、近年在宅療養の進んでいる重症心身障害児、特に医療的ケアのあるお子さんたちに対応できる事業所が区内にないということから、こうした事業所の整備が急務であるということで、今回計画したものでございます。

この事業所は、当初10人程度の定員で計画してございまして、こうした重症心身障害児が安定して通所するということはなかなか難しいというところから、施設整備は区が行って、運営は委託で行うというような方式を考えているところでございます。

議長 以上で安斉あきら議員の質疑は終了いたしました。

次に、原田あきら議員の質疑に入ります。

原田議員 まず、総合計画、施策1ですけれども、大震災対策として最も重要な区内建築物耐震化率の推移は、順調とは言えないと思います。3年間で4%しか上がらなかった数字を、あと3年間で10%引き上げる目標についてどう考えているのか。例えば23区最高の補助額などをうたって区民の関心を引きつけるとか、そういった大胆な対策が必要じゃないかと思いますが、どうか、お答えください。

実行計画、施策1の7、水害多発地域対策の推進について、雨水排水能力の強化3地域、どこに当たるのか教えてください。

総合計画、施策2、減災の視点に立った防災対策ですけれども、家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合が、平成22年94.5%から今回25年には88.2%と、6%むしろ減少してしまいました。東日本大震災の記憶の風化といった現象もあるのか、その点区はどう考えているか、教えてください。

総合計画、施策6、荻窪駅周辺まちづくりですけれども、「荻窪駅周辺では、商業機能や生活利便施設の集積及び利便性の高い都市空間の形成など、『都市再生まちづくり』

が着実に進んでいます。」と目標に掲げられているんですが、根本的に、生活利便施設を駅周辺に集積することは、駅周辺でない地域にとって不便になるのではないのか、その点、お答えいただきたいと思います。

荻窪駅周辺まちづくりを最重点に据え、さらにほかの主要駅のまちづくりも打ち出して、33年までの目標では、「持続的に集客力が高まり、にぎわいの創出につながっています。」と書かれながら、目標値としては68万4,000人台から68万6,000人台と、年間たった2,000人しか呼び込めないことになっているんですけれども、駅前開発の内容もその効果についても余りにもちょっと適当ではないかなと思うんですが、区の見解を教えてください。

次に、総合計画、実行計画で施策13、高齢者の社会参加の支援。実行計画から「高齢者の活動拠点での自主的活動の推進」という言葉が消えまして、まだ廃止されてもいないゆうゆう館の団体登録の数値の記載も消えました。高齢者が趣味や地域活動を通してつながり、生きがいを持って暮らせる社会を目標に掲げる一方で、その主要なステージとなり得るゆうゆう館を高齢者から引き離し、多世代が利用する施設に変えてしまうというのは矛盾する行為ではないのか、見解を伺います。

あんさんぶるは割愛させてもらいまして、特養ホームの整備において、施策15の1、「区域外整備の拡大」とありますが、南伊豆以外では現在どのあたりを視野に入れているのか、具体的にあれば教えてください。

実行計画、施策22の1、子供園の設計・解体とありますが、どの園を今のところ指しているのか。この際、給食設備や午睡スペースの確保など設計に含まれるのかどうか教えてください。

新制度移行の際の位置づけはどうなっていくのか、教えてください。これは保育室についてもあわせてお答えください。

認可保育園の応募に当たり、専門性を有する社会福祉法人などから、条件が厳しく、薄利多売の営利企業しか参入しないという声が上がっていますが、実際そうした社会福祉法人が他区の保育園を受託するなどして、これまで杉並が育ててきた高い専門性を持つそうした法人が他区へ流出している事態が発生しています。これに対する区の見解を述べていただきたい。

総合計画、施策24、学童クラブを学校に移すことで、長時間過密化している学校との摩擦を起こすのではないかという懸念が上がっていますが、区の見解を。

また、空き教室など存在しないのではないかという指摘もありまして、例えばモデル事業とされる成田西学童クラブの杉二小移設に当たっては、空き教室が何個もあると書

いてあったんですけれども、そんな空き教室などはないという声が出ているんですが、具体的にどの教室を居場所として充てるつもりなのか、教えてください。

実行計画、施策32の2、「阿佐谷地域区民センター基本計画」とありますが、計画はどのようにつくられていくのか、広く区民の参加を呼びかけた協議会形式となるのか、それとも区長部局と所管だけでつくり上げる計画となるのか、教えてください。

財政健全化と持続可能な財政運営の実現についてお聞きします。

経常収支比率80%以内を目指すと記載があります。目標値を目指すためには、歳入は変わらないと仮定すると、義務的経費の割合を具体的にどの程度引き下げる必要があるのか、具体的にどのようにそれに着手していくつもりなのか、教えてください。

税や保険料、奨学金の窓口や徴収事務、学校事務などの民間委託について。

ベネッセのプライバシー情報が売買される事件が発生し、問題となっています。当該業務の扱うプライバシーレベルは、この事件と比べても間違いに高く、逆に言えば、そういうやからにとっては高く売れる情報となります。これを区が管理できないような委託業者の職員の手元に置かれるということはどう考えるのか、お答えください。

これについては、学校事務についても民間委託されるといいますけれども、これもかなりプライバシーレベルの高い情報だと思いますが、どう考えますか。

使用料・手数料の見直し。施設使用料改定に関して、この間寄せられた区民意見はどのようなものか。また、賛否の割合はどの程度か。実行計画期間中の各年度での財政効果を教えてください。

適正な受益者負担となるよう、保育施設等の利用者負担の適正化を図ると記載がありますが、28年度に適正化の検討を実施ということですが、具体的にどのようなことを想定しているのか。子ども・子育て支援新制度の実施の際の改定との関連性もあわせてお答えください。

効率的な行政運営の中で、富士学園、弓ヶ浜クラブ、コニファーいわびつについて、「区の保有の適否を検討」と記載がありますが、大規模修繕の時期などを踏まえてとのことですが、各施設の大規模修繕時期はいつごろなのか、お答えください。

「委託業務等のモニタリングシステムの実施」とありますがけれども、モニタリングの内容の中に、経営状況や雇用条件、それから非社会的団体との関係など、そういうモニタリングは入ってくるのかどうか教えてください。

職員定数の適正化について。各年度の職員削減が行われる分野、そして財政効果を教えてください。

最後になりますが、人口推計について。改めて、急激な少子高齢化は起きないという

ことがわかりました。これについて区の見解を伺いたいんです、急激な少子高齢化は起きないということについて。注目すべきは、14歳以下人口の割合が、当初の区独自の推計8.6%から、今回9.31%に上がっています。この上昇について区はどう認識し、その要因を何と考えているのか。あわせて、社人研資料はもう公の場で使用すべきでないと考えますが、いかがか、お答えいただきたい。

防災まちづくり担当課長 私からは、耐震化に関するご質問に対してお答え申し上げます。

先ほども地震がありましたけれども、やはり耐震化というのは非常に重要な取り組みと考えております。目標数値についてのお問い合わせがありましたけれども、目標としてやはり高く、今回95%を96%に上げたところでございます。

また、実行計画に掲げております件数等々を着実にこなして、また東京都と連携して、区内の建築物の耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。

土木計画課長 私からは、水害多発地域対策の推進についてお答えいたします。

雨水排水能力の強化3地域ということでございますが、この3地域につきましては、今後対策を強化する3地域ではなくて、26年度末の実績3地域という表記になっております。具体的には善福寺1丁目、松庵3丁目、阿佐谷北3丁目の3カ所を今年度中に工事をするというところでございます。

防災課長 私から、家庭内での何らかの防災対策を実施している割合についてのご質問ですけれども、確かに6%というような形で下がっておりますけれども、そういった数値を謙虚に受けとめながら、区民の方の気持ちを風化させないような形で、ありとあらゆる対策を今後立てていきたいというふうに考えております。

調整担当課長 私からは、駅周辺の施設の配置ということにつきまして、まずお答えさせていただきます。

これにつきましては、多心型まちづくりの考え方でございますけれども、駅周辺の特性、こうしたものを踏まえて、公共公益施設のみならず、さまざまな民間施設も含めていろいろな用途のものの立地を図ることで、駅周辺の利便性を高めるとともに、それが背後の住宅地にとっての利便につながる、そういった考えでございます。

それから、施策6についての目標数値ということでございますが、これまでの実績等を踏まえて割り出しているものと考えてございまして、必ずしも再開発の進捗ということだけが指標の数値ではないと考えてございます。

高齢者施策課長 私からは、施策13の高齢者の社会参加の支援についてお答えいたします。

高齢者の方の社会参加のニーズというのは、非常に多岐にわたっております。収入を伴うような社会参加、いわゆる就労、そういったことから、もちろん生きがい活動まで、

広く多岐にわたっております。そういった意味で、ゆうゆう館という場だけに限らず、いろいろな場で社会参加、またいろいろな活動をしていただくという趣旨でございますので、そのため、高齢者の生きがい活動の推進ということで取り組みのほうは書いております。

高齢者施設整備担当課長 区域外特養整備に関してでございますけれども、現在のところ、都内の自治体との連携による特養整備を考えているところでございます。

保育施設担当課長 区立子供園の関係でございますけれども、1園は下高井戸子供園ということで計画しているところでございます。それから中身につきましては、給食設備等も設計に含んでおります。

それから子供園の新制度への移行でございますが、幼稚園部分については1号認定ということで移行してまいります。長時間については、今法規と詰めているところでございます。区立保育施設については、緊急避難的な施設でございますので、基本は現行のまま移動ということで、今後個別に新年度に向けての対応を詰めてまいり、かように考えているところでございます。——給食施設等を設計に含んでいるかというご質問だと思いますけれども、給食施設等の設備は、今回の保育設備の中に含んで設計を行っているということでございます。

児童青少年課長 学童クラブの学校移設に関してのご質問がございました。学童クラブにつきましては、これまでも学校内の整備を進めているところでございます。こうした実績を踏まえながら、各学校とも調整をして、余裕教室等また学校施設の活用を図ってまいります。

あわせて、具体的に杉二小のことがございましたけれども、杉二小への学童クラブの移設、30年度を予定しています。30年度までの間で学童クラブの需要の推移を見ながら、具体的に教育委員会、また学校施設との協議を行いまして、具体的な余裕教室、学校内の設備、そうしたところをどのように活用するかを決めてまいりたいというふうに考えてございます。

地域課長 阿佐谷地域区民センター建て替えについてなんですけれども、高井戸地域区民センターの建て替えのときに利用者の方の建設懇談会を立ち上げましたので、阿佐谷についても同様な取り組みができればいいかなということで、今現在検討しているところでございます。

財政課長 行革のところで、経常収支比率80%以内ということのご質問をいただきました。平成25年82.5ということで、24年度に比べて改善されているところでございます。議員のほうから、歳入が変わらないという前提のもとでというお話でございましたが、歳入

歳出というのは変化する中でのお話とはなりますけれども、経常収支比率の改善のためには、行革の取り組みを1つ1つきちんとしていくことというふうに考えているところでございます。

また、使用料についてのご質問がございました。施設使用料についてどういった声が寄せられているかということでございますが、かなり減ってきてはおりますが、団体利用の方で2分の1減額制度が受けられなくなったという声が寄せられているというふうに聞いております。各所管のほうで、丁寧にその点についてはご説明、ご理解を求めているという状況でございます。

それから、使用料改定に伴う金額でございますが、平成29年度に3段階終わった後平準化したものと平成26年度ベースと比較しますと、1億数千万程度の使用料の増が見込まれているということでございます。

行政管理担当課長 先ほどのプライバシー業務に関するお尋ねにお答えいたします。

これまでも杉並区は、個人情報保護条例に基づきまして、委託事業者にしっかりと従業員への教育をしていただき、また、個人情報に関する教育をした上で報告も義務づけておりますから、個人情報の漏えい等は絶対発生しないようにということで取り組みをしっかりとやってきております。これからもそういった方向でやってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、委託業務のモニタリングにつきましてご質問がございました。これですけれども、先ほどご指摘いただいた項目につきましては、全部モニタリングを実施しておりますし、労働環境に関しましては、別に書式を設けましてモニタリングを実施しております。

庶務課長 学校事務の委託化に関するお尋ねがありましたが、学校事務の委託化は、特に計画化になってございません。委託の予定はございません。

保育課長 保育料の適正化についてご質問がありましたが、ここはまさに計画に記載のとおりでございまして、子ども・子育て支援新制度の実施状況等を踏まえまして、より適正な受益者負担となるように、今後見直しをしていくということでございます。

定数・組織担当課長 職員の適正化、各年度ごとということでございますけれども、27年度、福祉部門でございまして、福祉事務所の相談業務の見直し、こういったものにつきまして、20名というような形で考えてございます。28年度が保育園の指定管理などを含めまして、先ほど申しましたけれども、やりまして、40名程度、29年度におきましても、保育園の民営化などによりまして減と、またプラスものを考えまして40名程度ということで100名としてございます。

財政効果額につきましては、これに準ずるものでございます。

区民生活部管理課長 私から、民営化宿泊施設の大規模修繕の時期についてお答えいたします。おおむね平成34年程度にピークが来るというふうに考えてございます。

企画課長 最後に、人口推計についてのご質問にお答えさせていただきます。

区の高齢化は急激には起きないというようなご意見でしたけれども、そういう決めつけはよくないなというふうに考えてございます。先ほど他の委員のご質問にもお答えしましたが、前提条件が異なれば結果は大きく違ってまいります。

今般の区の推計では、社人研のような出生率、移動率のいわば想定をしないで、何ら補正をかけないで推計をした、直近のトレンドを引っ張って推計をした結果でございますので、その前提条件が変われば大きく結果は変わる、高齢化人口増加が加速化する可能性もあるわけでございます。現実をきちんと直視をして、極端な悲観も楽観もすることなく定期的に更新をかけて見きわめていきたいというふうに考えてございます。

議長 原田議員の質疑は終了いたしました。

次に、市橋綾子議員、お願いいたします。

市橋議員 区議会生活者ネットワークとしまして、施策の2、8、10、25、27、協働推進計画に関して質問いたします。

それに先立ちまして、総合計画の位置づけについて伺います。

基本構想については、以前は議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたけれども、2011年5月の地方自治法の改正によりまして、策定の義務づけが外れました。しかし、当区においては、同年12月に自治基本条例を改正し、第14条で、基本構想は議会の議決を経て定めるとしました。このことは高く評価するものですが、総合計画については、同条例で策定するのみになっています。

今回見直しに向けて、5月には議会に対して会派意見を求め、パブコメをとり、きょうのように全員協議会も行われ、区民懇談会も開かれることなどから、十分議論の時間をとって進めていこうとされていることはわかります。しかし、そうであっても、総合計画は議決事項とすべき重さのあるものだと私どもは認識しております。その場合は、基本構想と同様に、自治基本条例で定めることではありますが、総合計画を議決事項とすることについて、前期の、1期目の区長のときにも他の議員からこういった質問が出されたと思います。新しく2期目に就任された区長のご認識を伺いたいと思います。

次に、施策2、減災の視点に立った防災対策の推進です。

首都直下地震などの大規模災害時には、外国人、特に来日直後の日本語学校生など情報弱者となることから、防災訓練への参加を、私どもこれまで議会の中で質問を行って

まいりました。区からは前向きなご答弁をいただいておりますけれども、防災計画の中に盛り込まれているのでしょうか。災害時要配慮者支援というふうに書かれておりますけれども、これがそれを指すものなのか。区内に住む外国人は1万数百人と聞いております。そのうち留学生が約2,000人ということですので、このような人たちへの情報提供や防災訓練などを計画の中にきちんと位置づける必要があると考えますけれども、いかがでしょうか、お答えください。

施策の8です。仮称みんなの夢水路について、期待を込めて3点伺います。

1点目は、小学生から区長が受け取られた夢の設計図、これは一体どのようなものだったのか、その概要をお示してください。

2点目として、仮称みんなの夢水路づくりは、善福寺川の源流を認識する意味があり、川を通して人が出会える場づくり、善福寺公園との一体化、それと水鳥の棲む水辺創出事業をサポートする、あるいはリードするものだというふうに考えております。そして地域の方たちとのコミュニティ形成も期待できる意義あるものと私どもは考えておりますけれども、区としてはどのような意義があるとお考えなんでしょうか、お示してください。

3点目、この夢水路づくりを協働で行うとあります。この作業は、それこそ基本構想の実現に向けて、5つ目に掲げられておりますけれども、区民の参加と協働でまちづくりを進める、にぴったりのテーマであり事業だと考えております。ぜひ小学生と周辺住民、河川活動、生き物、植物観察を行っている活動市民とともに、この事業の意義を共有して、合意を高めながら市民参加の川づくりに取り組んでいただきたいと思います。そのためには、地域住民や活動市民、そして小学生も交えた多世代交流型ワークショップに手なれたファシリテーターの存在が欠かせません。区はどのようなイメージで取り組もうとされているのか、お考えを伺います。

施策の10です。ごみの減量と資源化の推進が重点事業に挙げられました。3点伺います。

1点目、粗大ごみ・不燃ごみ資源化事業実施とあります。ごみをゼロに近づける取り組みとして期待するものですがけれども、具体的にどのようなものを資源化していくおつもりか、伺います。

2点目、不燃ごみとして出されたものの中から資源を探し出すよりも、家庭から出すときに分別して出したほうが経費は大幅に削減できるはずですが。他の自治体ではそのように取り組んでいるところもあり、杉並区民もできることだと思います。区民として協力できることはないかとの思いから伺います。

3点目、ごみの減量というところで大きく寄与するものが、重量のある廃油です。家庭から出る廃食油です。大体は新聞やぼろ布に吸わせたり固めたりして捨てられるのが常ですけれども、精製すれば軽油代替燃料として、バスや発電機を動かす燃料や石けんに再生できるものです。私どもの事務所でもこの回収を始めてから、多くの方が廃食油を持っていらっしやいます。本当にその多さに驚いているところなんですけれども、ぜひ区でも廃食油の回収、また資源化に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか、お答えください。

施策の25に行きます。就学前教育の充実が重点事業に挙げられました。5点伺います。

1点目。ここで言われている就学前教育が一般に言われる読み書きや計算、外国語などを習わせるなどの早期教育と違うとは思いますが、具体的にどのようなことか、お示してください。

2点目。実行計画を見ると、2015年度から子供園では1園ずつ取り組みが開始される一方、保育園での取り組みは計画にありません。なぜでしょうか。保育園の子どもは対象にならないのか伺います。

3点目。子ども・子育て支援新制度が来年4月から施行されますが、この制度のメリットとされる1つは、親が働いているかどうかにかかわらず、就学前教育が受けられることだと言えます。杉並区の就学前教育はこれを先取りしたものと考えてよろしいでしょうか、伺います。

そして、もしそうだとすれば、保育園も子供園も同時にその教育プログラムに取り組むべきではと思いますけれども、いかがでしょうか、4点目として伺います。

これまでも、子どもに手をかけられなかった保護者の中には、平仮名も数字も習わせていない、自分の名前も書けないまま子どもを小学校に入れて大丈夫だろうかと不安を感じていた保護者の方もいて、保育園の子どもは子供園の子におくれをとってしまうのではないかと、不安を持つ保護者がいると思います。でも、就学前教育の本当の価値は、文字の読み書きや計算が早くからできるようになることではなく、豊かな遊びを通して生きる力の基礎を育て、杉並の子どもも、精神的にも知的にも豊かに育つことを目指していることが保護者に伝わるように計画を進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか、お答えください。

施策の27、重点項目に挙げられている学校ICTの推進に関して、3点伺います。

1点目です。多くの保護者からも希望があったと聞いていますが、区としての狙いや目的は何か、お考えを伺います。

2点目。通常学級に在籍する発達障害の子どもたちにもわかりやすい教材が取り入れ

られ、インクルーシブ教育が進むことに期待をします。

一方で、タブレット端末を低学年から使用することの健康影響に不安を抱いている保護者の声も聞いています。画面を見続けることで目に与える影響や電磁波による健康影響のほか、負の側面として、早くからIT機器に触れることでのネットの依存や、ネットでのいじめなどが危惧されますが、これらについてはどのような対処を考えておられるのか、伺います。

3点目。ICT教育の推進は、学校にとって、また教師にとって大きな改革となります。推進に当たっては保護者向けの説明やシンポジウムを開き、教育委員会の考え方を示す機会、また保護者からの希望や不安の声にも耳を傾ける機会としていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

最後に、杉並区協働推進計画改定案を拝見し、多くの協働事業が今後存在していくことに驚いております。今年度から区民発の協働提案事業の募集も始まっています。今後、協働提案事業が広がり深まっていった暁には、区と民間が対等に事業を推進し、責任の持ち方も含めた協働契約条例の制定を視野に入れる時期が来るものと考えますが、区のお考えを伺って、質問を終わります。

企画課長 まず初めに、総合計画を議決事件に加えるべきか否かというようなご質問がございましたけれども、これにつきましては、これまでも数度にわたってご質問いただき、答弁も重ねてきております。本日は全員協議会という場で、計画の改定案に関して、施策、計画事業のご説明を行う場でございますので、ご質問の件についてこの場でお答えするのを差し控えたいと思いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

防災課長 震災時の外国人の対策というか支援のことですけれども、計画の中でも、避難者対策ということで語学ボランティアの受け入れを行っていることが記載されています。例年5月ぐらいですか、交流協会とウエルカムパーティーを行って、外国人の震災対策というようなことを行って、そういった方々が震災のときに不便にならないような形をとっていくことが重要な課題である、そういったことをやっているところでございます。

土木担当部長 先ほどございました夢水路についてでございますけれども、井荻小学校の児童から、将来の善福寺川を考えるとというような中で、いろいろな活動をしている中で、善福寺川が身近な川になるよということ、5、6年生全員の方から絵を区長のほうへいただきました。その絵の中で、善福寺川の上池と下池を結ぶ水路を親水水路にしてほしいという、そういう絵でございましたので、これを受けまして計画化したものでございます。

これについては、いろいろな環境に対するというか、水路に対する、水に対するいろいろなご意見もありますし、井荻小学校の児童だけではなくて、地域の方、環境でいろいろなことをやっていらっしゃる方、そういう方のご意見を伺いながら、これをどういうふうにやっていくかということは今後考えていきたいと思っていますけれども、皆さんと協働で27年度はそういう構想を練っていく、28年度はそれなりの絵を描いていく、29年度には実現させたいという計画でございます。

ごみ減量対策課長 ごみの減量についてのご質問でございますけれども、まず1点目の粗大ごみ、不燃ごみの資源化につきましては、金属類を選別いたしまして、資源化に回してございます。

次に2つ目の資源化を踏まえた不燃ごみの出し方につきましては、現在の資源化に対してご家庭に協力をお願いすることは特にございません。現行の分別をしっかりとやっていただくことが非常に助かることだと考えてございます。

次に、3つ目の家庭からの廃油の回収を区でもというご質問についてでございますけれども、当然、家庭ごみの減量は非常に重要だと思っております。今後もさまざまなやり方を研究しながら、ごみの減量には取り組んでまいりたいと思っております。

教育委員会事務局次長 就学前教育のご質問でしたけれども、議員のおっしゃっているような細かいところの検討をするということは考えていません。

今、課題認識を持っていますのは、1つは幼稚園、保育園と小学校との連携、これがずっとこの間も課題になっているわけでございますけれども、これをもっとより推進するためにどうしていったらいいか。それから一方で、今、保育園、子供園も含めてありますけれども、発達障害のあるお子さんたちに就学前の段階でどういうケアをしていったらいいか、そういったところを、この間も福祉のほうでも取り組んでいただいておりますけれども、教育と連携した取り組みというものはどういうことが考えられるか、そのあたりを総合的に検討し、就学前教育の充実というものを考えていきたい、そんな問題意識を持っています。

庶務課長 学校ICTに関するお尋ねですが、まず目的ですけれども、ICTは動画やカラー、立体画像など、こうした魅力的なデジタル教材の利用を促進して子どもたちの理解の向上に役立てるということでございます。

それから、ご心配されていた健康への影響ということですが、実際、1日24時間のうち、子どもが授業でタブレットを使うのはその中の何分の1か、もっと言うと、こういうところにも電波は飛んでいると思いますので、健康への影響というのは特に心配ないものというふうに思っています。

それから最後の、保護者向けのシンポジウムというお話でしたが、現在、研究指定校の中で、例えばタブレット、パソコンを使った授業などもごらんいただけますので、そうしたところで保護者の方にもぜひ足をお運びいただきたいなというふうに思っております。

協働推進課長 協働事業についての契約書についてのご質問にお答えいたします。

当区にはNPOとの協働の推進条例というのがございまして、この条例をベースにした形で契約書づくりということを考えてまいりたいと思いますが、詳細につきましては、研究課題とさせていただきます。

議長 質疑の途中ですが、ここで午後3時25分まで休憩いたします。

(午後 3時02分 休憩)

(午後 3時25分 開議)

議長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

けしば議員 まず、行革推進計画です。

先ほども出ました職員の100人削減という計画の妥当性です。新規採用が100人なのか、それを除いても100人の実数削減ということになれば、実質は200人の削減計画なのか。職場によっては人員の足りないところもあります。そういう中で、この削減計画が可能なかどうか。主な削減の職場はどこかということですね。

実際、新規採用がなければ、平均年齢はどんどんどんどん高齢化していくんですが、新規採用はこの3年間でどのくらいを検討されているのかということですか。

この計画を出すに当たって、現場の実態と、それぞれの職場の職員の意見の把握をしているのかどうか。

2つ目が、この削減にもかかわるのですが、窓口業務、保険や年金、それから福祉職場の相談窓口、こうした非常にセンシティブな個人情報の極めて重要な職場の窓口が民間委託になるということで、そこでそういった問題についての危惧はないのかということですか。

福祉事務所について、先ほども出ましたけれども、この相談窓口がそうなった場合に、実際の福祉事務所のこれまであった相談機能あるいはそのケースワーカーの数、これにどう反映していくのかということですか。

それから、清掃の退職不補充ということですが、これはずっと一貫しての間進められてきましたが、年齢層からいっても、この3年間でかなり出るのはないかなと。3年で何人くらい出るのか。きょうの議案にもあった、事故が多い職場ですね。そうした中で、直営の車の3人体制や雇上車の体制なんかは変わらないのかということですか。

次が施設再編整備計画です。

この施設再編整備計画の基本的な考え方で、まだ一部区民といいますか、理解を得られてない部分があるのではないかと、いろいろ声を聞くたびに感じます。そもそも40年、50年前に建てられた施設のこれからの建て替えですから、そこから時代の環境や住民ニーズ、新たな行政需要、全く変わっているわけですよ。だけど、区民の中に、限られた財源とそれから今の施設の優先順位ということは抜きに、これまでの建物をそのまま同様な規模で建て替えればよいというふうに考えている方もいます。そういう声も聞きます。こういう方たちに対してもっとわかりやすい説明をしていただきたいということですが、その点いかがでしょうか。

それから、それにつながることで、特養の確保の定員数の問題です。私は1,000名のAランク解消の目標達成の緊急性ということ、そういう問題を抱えている、ご苦労されている人たちの声から、それは絶えず感じてきました。その具体的なプロセス、何年ほどのあたりでこの1,000人が解消されるのか。2021年で2,307と書いてあったかな、その解消がここなのか、その辺もう少し、このプロセスをわかりやすく説明してもらいたい。その緊急性、深刻さが、ある意味でわからない方もいらっしゃるし、私は特養なんか必要ない、元気だから家にいればいいんだという声も何人かから聞きました。だけど、そうは言えない緊急性があるわけで、この間いろいろな工夫を凝らして、あんさんぶると荻窪税務署との交換問題も、そうしたことの緊急性やかけがえのなさということから理解いただかないと、なかなか納得してもらえないということがあります。

それから次に、児童館の問題です。

この3年間の計画と10年間の計画を見ると、その中に児童館という文字がないんですよ。例えば学童クラブについても、まだそこで当面実施していく場所もありますし、特に放課後の居場所づくりということからしても、もちろん学校内への移設は進行していきます。だけど、現に残る児童館で実施すべき事業ということについて、何の記載もない。ゆうキッズ実施41所ということは、3年間実施41所、41所と書いてあるだけで、かなりの部分が児童館で実施していくんだということを明記しないと、何か児童館機能が全部なくなった、区は廃止したというようなそういう宣伝が、これを見ると、ああ、そうなのかと思えるような計画になっている気がします。中高生の居場所づくりも検討、検討、検討で、ではその間どこで実施するのかということが書かれていない。児童館での障害児の受け入れも、この間積極的に行ってきた。これが実際この過程でどういうふうに実施されていくのか。この点はきちんと書いていただかないと、児童館で働く職員のモチベーションが全く、この3年間、10年間に自分たちはどこへ行っちゃったのかと、

そういうふうに思わざるを得ないような実態になっています。この点での検討を求め、回答を求めます。

あんさんぶるについてなんですが、住民にとっての利便性、それから持っている価値、駅至近という重要さ、そこでつくられてきた施設、もともと複合施設にするということに、当時大変な反対もありましたよね。それもある意味で納得してもらってあそこにつくった施設の価値というか、これが簡単に荻窪の、先ほど述べた特養の重要性はあったにしても、この価値の高さということから、これについての等価交換という説明では、ここはなかなか納得できないということがあります。詳しくは決特でもこの問題取り上げますが、その点についての区の考え方を示してください。

以上です。

定数・組織担当課長 初めに、職員の適正化、100名削減についてのご質問にお答えいたします。

100名の削減でございますが、先ほどもお答え申し上げましたけれども、計画化されました項目につきまして、所管課長のヒアリング等を行いまして、現職場の状況を踏まえた上で、その削減数をつくってございます。さらに、その上で、予測値ではございますけれども、3年間の増員数を100名程度と読み込みまして、削減数につきましては、100名程度の職員定数の削減は可能というふうにしてございますので、可能であろうと思います。

また、新人の採用でございますけれども、毎年度の退職者数ですとか行政需要、しっかりとはかりまして、計画的に職員のほうは採用いたしまして、組織の活性化、年齢構成の是正ということにも努めてまいります。

行政管理担当課長 窓口業務の委託に関しての危惧はないのかというお尋ねにお答えいたします。

代表質問でも他の議員にお答えをしておりますけれども、公権力の行使に当たるもの、官が今後も区がやっていくべき業務ですね、それと民間に委託ができる業務、そこを明確に、しっかりと分けないといけない。そのために業務分析をしっかりと行います。詳細に行った上で契約の仕様に落とし込んで、そういった危惧は一切起こらないように進めてまいりたいと考えているところでございます。

杉並福祉事務所長 福祉事務所の相談業務の見直し、行革計画に記載のものでございますけれども、業務の一部委託化とございますけれども、これは窓口業務の委託ではございませんで、相談係が抱えている定例的な事務処理、一括処理を行うものについて、特に自立支援医療業務等ですけれども、そういったものが委託できるかどうか検討してまい

るといふこととごさいまして、窓ロ業務の委託ではごさいません。

ごみ減量対策課長 清掃職員の退職不補充についてのお尋ねでございすけれども、まず、この計画期間の3年間で各年2名ずつ、計6名の定年退職を予定してございす。この退職に絡みまして、何らかの大きな体制変更というのは予定してございせん。再任用としての活用ですとか清掃作業の効率化を進めることで、しっかりと対応してまいります。

施設再編・整備担当課長 施設再編整備計画の基本的な考え方等につきまして、まだ理解が足りないのではないかとのお話とございまして。この計画は、3月に策定をしましてから、5月に広報の特別号をつくりまして、町会を初め地域の利用団体の方々、それぞれの所管で、現在も進捗状況等含めていろいろご説明をさせていただきます。今後も、具体化につきましてはその都度その都度、区民の皆様にもご説明をし、議会にも説明をしといふことと、丁寧に進めてまいりたいと思っております。ご指摘の点も含めまして、引き続き丁寧に進めてまいりたいと存じます。

高齢者施設整備担当課長 特養の整備に関するお尋ねでございましてけれども、24年度から33年度までの10年間で新たに1,000床整備するといふことと、今取り組んでおります。来期の実行計画の中でも、5カ所378床整備していくといふことと、特養の入所申込者の方の実態なども把握しながら、できるだけ入所申込者の方が減るように努力してまいりたいといふふうと思ひます。

あと、在宅介護の限界点を上げていくといふことと必要だと思ひます。また、都市型軽費老人ホームや認知症高齢者のグループホーム、そういったもろもろの施設を整備してまいりまして、入所申込者が減るように努力してまいりたいといふふうと考えております。

児童青少年課長 児童館に関する記載の件でお尋ねとございまして。今回の10年、また3年間の取り組みにつきましては、今後重点的に取り組むべきものといふことと、紙面の中で、特に取り組むべきものといふことと、このような記載をいたしました。当然ながら、この取り組みを進めるまでの間、児童館で引き続き事業を行っていくわけとございすので、こうした取り組みにつきましては、さらに充実を図っていくことと必要かと思ひます。この辺に關しましては、この計画とは別に、またさらにその他行政計画とございすので、そうしたところで取り上げつつ、その充実を図っていくことを計画化してまいりたいと思ひます。

政策経営部副参事 あんさんぶる荻窪と税務署の財産交換についてのご質問にお答えいたします。

あんさんぶる荻窪の駅からの利便性ですとか設立の経緯につきましては、理解をしておりますけれども、先ほど議員もおっしゃったように、特養の整備の緊急性、そして荻窪税務署跡地の一体的な活用によります区民福祉の向上ということを考えますと、今回の交換に至ったというようなことをごさいますして、等価交換ではというようなお話もありましたけれども、この3月に行っております区の財産評価につきましては、交換に見合う財産というような結果も出ております。今後国との協議の中で、区民の利益を考えて協議を続けてまいります。

けしば議員 若干残された時間、再質問します。

1つちょっと忘れまして、行革の中で、利用料、負担の公平性、受益者負担ということにかかわる問題です。

保育園の利用料の場合に、受益者負担と、それから一方で応能負担ということがあります。この辺のバランスをどういうふうに考えているのか。これは恐らく保育料の値上げということになるんですが、どういう規模でどういうところの値上げを考えているのか、この辺もう少し詳しく教えてください。

それから、先ほどの職員の削減計画ですが、新規を除いて100人結果的に減ることになれば、200人ほど減らさなきゃいけないと思うんですが、これは違うのかどうか。主な職場、どのあたりが大体多くなるのか。200人って相当な数ですよ。その主な職場を知らせてください。

それから、学童クラブの待機者数なんですが、来年はゼロになるのか、来年はどうなるのか。これは改めて確認しておきます。

それから、先ほど重点施策ということなんですけれども、この間の推移からすれば、結局、相当長期的に、児童館のこれまで果たしてきた役割がさまざまな形でこれから再編されながらも、そこはきちっと維持されなければならないわけですから、その辺についてどうなのか。そしてそこについてどこにそれが表現されているのか、その点を教えてください。

保育課長 保育施設の利用者負担の適正化の、計画段階で考えている中身ということをごさいますけれども、まず来年4月、子ども・子育て支援新制度に切りかわるということで、これは現在も検討しておりますが、保育施設の利用者負担につきましては、議員お話しがあったとおり、応能負担というのが設定されておまして、これは新制度実施後も引き継がれるものということで国のほうで検討されています。

実施状況を踏まえといったところでは、保育施策を取り巻くそのときの現状、そうしたものをきちんと捉えて、その時点で利用者の方に負担を求めていく、そうしたものを、

その状況を見つつ今後検討していくということで考えておりました、ここは、現在行っております認可外施設の保育料補助、こうしたものも含めて総合的に見直しをしていくということで考えておりました、中身については今後ということでございます。

定数・組織担当課長 最後のお尋ねでございますけれども、主なものというような形でございますが、保育園の指定管理等で30名を超える保育士、それから業務系、また先ほども出ましたけれども、清掃を含みます現業退職等で、これも30名を超える人数、組織の見直しなどにつきましては100名程度というような見方をいたしまして、200余名職員定数の削減が可能というふうに考えてございます。また、これにつきましては、職場のほうの意向も踏まえて計画化してございます。

児童青少年課長 学童クラブの待機児に関しましては、来年度ゼロを目指して努力しますということでございます。

児童館事業、今後も引き続きという点でございますけれども、今回の計画の中で申し上げるならば、例えば仮称子どもセンターの設置であったり、それから先ほど議員からご指摘ありましたが、ゆうキッズ事業、また子育てネットワーク事業の充実、こうしたところをその他の項目の中でも記載をしているところでございます。

その他のところで、先ほどのとおり、これから先10年間、3年間の中で特に取り組むべきものということで計画しているものもございまして、その他の行政計画の中でも、児童館事業につきましては、計画の中で記載をしてみたいというふうに考えてございます。

議長 けしば誠一議員の質疑は終了いたしました。

次に、藤本なおや議員の質疑に入ります。

藤本議員 個別の計画事業については、さきの一般質問で岩田議員のほうから取り上げておりますので、私のほうから、概括的に大きな4つの視点から、項目から質問をさせていただきたい、このように思います。

まず最初に人口推計についてであります。先ほども社人研との開きの要因についての質疑がありましたけれども、今回の計画改定に当たって、計画策定時に用いた人口推計との開きがどうなのかということで、平成29年では約6,000人の開きがありますけれども、まずこの要因をどのように捉えているのかということをお伺いいたします。

また、新たに行った人口推計の結果によって見直された事業、計画があるのかどうかということ、これが2点目。

3点目としては、人口推計の見直しによって、世帯数とか1世帯当たり人数については改めて推計をし直したのかどうか。また、今回の計画改定期間中における世帯数や1

世帯当たりの人数に変化があるのかを確認させていただきます。

次に、財政計画についてであります。計画の前提となります財政計画については、正確性を期すために実行計画の改定に合わせて見直すとしておりましたが、これがいつ公表されるのか。また、今は計画改定案の段階ではありますけれども、財政計画の考え方についての見解をお伺いいたします。

さらに、計画事業費について試算をしているのであれば、お示しをいただきたいと思っております。

3つ目の項目、これは質問というか要望でもあるんですが、計画事業についてなんですが、さきの質疑の中で、計画事業のうち現計画から削減もしくは計画外とした計画事業が18事業あった、こういうことでありましたけれども、今回質問をつくっていく中であって、こうした削減とか計画外とした事業がどれであったのかということが非常にわかりづらかったということもあったものですから、今後の資料づくりの中で研究して工夫をしていただければと、このように要望いたしますので、これに対しての区の見解があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、施策の指標についてなんですけれども、施策指標において上方修正した項目というのが11項目あったわけですが、一方で下方修正した指標というのはなかったのかどうか、これをまず確認をさせていただきます。

続いて、ちょっと細かいことなんですけれども、資料8の総合計画の施策指標新旧一覧から、気になる指標を1点だけお伺いいたします。

先ほどもちょっと質問があったんですけれども、施策番号6の魅力的でにぎわいのある多心型まちづくりということで、旧施策にまちづくりのにぎわい度を示す指標がなかった、ということから、このたび区内の全駅の1日の平均乗降客数を新たな指標として掲載されたわけであります。詳しくは決算委員会の中で改めてさせていただきますけれども、こうした、にぎわいのあるとかにぎわいを高めるということは、どちらかというと、私は定性的な評価である、分類であるのかなというふうに思っております、今回の指標として設定した乗降客数という一部の定量評価を用いて施策の目標とするということは、一種の、ある意味参考値としては十分あるのかなということは考えておるんですけれども、この数字だけ捉えて施策目標とするには無理があるのかなと、定性評価と定量評価のあり方ということを区はどのように考えているのかということもお伺いしながら、この指標を用いた目標値を設定した理由について最後にお伺いをして、質問とさせていただきます。

企画課長 まず、私からは人口推計に関するご質問にお答えをいたします。

前回推計との開きでございますけれども、これの主な要因といたしましては、社会移動率の設定だというふうに考えています。つまり前回の推計のときには、平成17年から22年までの5年間の移動の状況を踏まえて、その後の推計期間中の移動率を算定いたしました。今回参考にいたしました21年から25年までのそれと比べて、17から22のほうが、より人口の流入傾向、増加傾向が強かったということがございまして、前回のほうがより上目に出たというふうに考えてございます。

それから世帯数につきましては、現在集計中でございますが、恐らくこれは、ほかの自治体でもそうであるように、1世帯当たりの人数というものは前回推計よりも下がるんじゃないかというふうに推察してございます。

それから、計画外になった事業については冒頭ご説明をいたしました。今回それがどういう事業があって、なぜなのかというのがわかりにくいというようなご指摘でございましたけれども、この辺は今後の参考にさせていただきたいと思っております。

それから、指標に関連して私から1点、上方修正11に対して下方修正したものはなかったのかというお尋ねですが、継承した指標54のうち下方修正したものは一つもございません。

財政課長 私からは、財政計画に関するご質問をいただきましたので、その点についてお答えをしていきたいと思っております。

まず、財政計画の考え方でございますが、実行計画事業、現在の案の規模に加えて、他の歳出面の今後の伸びをどう捉えて、財源としての区税収入や特別区財政交付金などの基幹的な歳入をどう捉えていくかというのがポイントになってこようかというふうに考えております。そのためには、今後の経済成長率など、日本経済のトレンドをどういうふうにつかんでいくかという点が非常に重要になってくるということで、その点につきましては、国の報告だとか予測だとか、いろいろなものを参考にしていきたいというふうに考えているところでございます。

現在、計画案についてはパブコメ中でございますが、これをしっかり支える財政計画にしていくために、議員もおっしゃったとおり高い正確性を確保していく必要がございますので、特に3カ年の初年度となる27年度につきましては、これから27年度の当初予算を編成していくというような事情もございまして、それとの整合性をきちんと図っていく必要がございます。それと、先ほど申し上げました全体の経済の見通しだとか歳入の見込みを組んでいくという事情もございまして、公表につきましては、皆様方にお示ししていくというのは、改定計画の決定に合わせてお示ししていかざるを得ないということでございます。

また、事業費のご質問がございましたが、現行の計画の事業費が3カ年で約500億と
なっております。今回の計画もほぼそれに近いものになるのではないかと
考えているところでございます。

私からは以上でございます。

企画課長 施策のところ、もう1つ私のほうからお答えさせていただきたい、全体的な
ことにもかかわりますので。

ご指摘をいただきました、にぎわいのある多心型まちづくりの指標の設定につきま
しては、現計画では、多心型まちづくりのところに観光事業の推進というのは入って
ないんですけれども、このほどソフト、ハードの連携によるまちづくりということ
を進めておりますので、この施策の中に、杉並らしさを生かした観光事業の推進
という事業を計画化いたしました。

これに伴って、それにふさわしい指標が必要だということで、さまざま実は
検討いたしました。前回の計画策定時点でもこのにぎわいの指標は何かないのか
ということで試行錯誤した経過があるというふうに記憶してございますが、今回も
非常にかんかんがくが議論いたしまして、悩みに悩んだ結果このような指標
になりました。議員ご指摘のことは、また今後の見直しの参考にさせていただ
きたいというふうに思います。

藤本議員 最後の定性評価と定量評価の関係については、決算委員会でまた
させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1点、答弁漏れがあったのが、人口推計の結果によって見直された事業、
計画があるのかどうかということなんです。そこをもう1回お答え
いただきたいのと、全体のスケジュールがまだこの間の議論で出て
なかったのか、計画改定がいつ行われるのか、また改定に当たって
議会にどのような報告がなされるのか、そういった全体的なこれ
からのスケジュールがどうなのかということもあわせて最後お伺い
して、質問とさせていただきます。

企画課長 今回の人口推計を踏まえて計画事業を見直したもので
すけれども、代表的なものとしたしましては、やはり保育施設の
整備でございます。前回推計に比べて、当面子どもの数が増える
ということで、保育の緊急推進プランなども設定をして緊急対応
してまいりましたけれども、さらに上方修正をして、施設整備、
受け入れ枠の拡大ということで、3年間で2,000人の枠を拡大
したということがございます。

そのほか、人口推計ですから、学童とか、学校のさまざまな事業
につきましても、当然その推計値に応じて修正を加えてござ
います。

それから計画決定までの今後のプロセスでございますが、今
月末まで区民意見等の提

出処理を行いまして、本日いただいた議員の皆様の見解なども含めて修正作業をしまして、10月にはその辺の作業を一段落させて、11月には議会にまたご報告の上、計画の決定をさせていただきたいというふうに思っています。その上で公表して、また基本構想実現のための区民懇談会にもご報告をし、来年度予算への反映を確実に図っていききたいというふうに考えてございます。

議長 藤本なおや議員の質疑は終了いたしました。

続いて、横田政直議員の質疑に入ります。

横田議員 まず1つ目、総合計画、実行計画の見直しの際は、杉並区議会の全員協議会を経てパブリックコメント手続きをかけるのが通例ではなかったのかと思います。今回パブリックコメント手続きが始まってから2週間以上経過してから全員協議会を開くことになったわけですが、このような日程になった経緯を説明していただきたいと思います。

2つ目、桃井第二小学校の改築について。

桃井第二小学校について、子どもたちの教育環境や健全育成の充実を図る観点から、あんさんぶる荻窪にある児童館などの機能移転にあわせ改築を行う、平成27年度から設計、平成29年度には改築という計画が提案されています。先ほど、地域にとって魅力ある学校づくりを進めるという答弁がありましたが、桃井第二小学校については、トイレを新しく改修したばかりという話も聞いています。また、築年数からすると他校とのバランスを失するのではないか。学校施設は、耐震補強などをした上で、おおむね65年間使用するのが原則ではなかったのか、区の見解を求めたいと思います。

企画課長 区民等の意見提出手続の前に全員協議会を開催すべきではなかったかというご意見でございますけれども、区の行政計画を策定するに当たっては、基本的にパブリックコメント、区民等の意見提出手続を行っているわけでございますけれども、通例は、所管委員会にご報告をした上でパブリックコメントを行ってございます。そういった意味では、今般も8月27日の総務財政委員会に計画案のご説明をして、その上でパブリックコメントを行ってございます。

全員協議会も早ければ早いほうがいいということはございますけれども、これについては、区だけで決められる問題でもございませぬので、この機会にご説明をさせていただくことによって、まだパブリックコメントの期間は半分以上残ってございますので、本日出された意見については、十分に参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

学校整備課長 桃井第二小学校の改築に関するお尋ねがございましたので、私からお答えいたします。

建物の築年数のことをごさいますけれども、65年までというのはちょっと不正確でございまして、コンクリートの耐久度などを考えまして、築50年から60年までには改築時期を迎えるので、改築計画を考えるということとしております。そして少なくとも築65年までには改築をするという現計画でございまして。

それから、施設の改修についてのお尋ねがございましたが、今現在もそこで子どもたちは日々授業をし、運動をし、学校生活を過ごしているわけでございますので、必要な施設の改修については、全ての学校において行っているものでございます。

横田議員 再質問させていただきます。

桃井第二小学校の改築についてですけれども、この改築については、あんさんぶる荻窪と荻窪税務署等用地の財産交換を強引に進めることのしわ寄せではないのか、そのような区民からの意見もあるところでは。区民意見を丁寧に拾いながら、全体のバランスを考慮して計画を進めることを要望したいと思います。

施設再編・整備担当部長 桃井第二小学校の改築について、何か誤解がおありのようでございますので、改めてそのところは直していきたいというふうに思います。

まず、先ほど学校整備課長が申しましたように、区教委ではこの間、老朽校舎の改築計画をつくりました。おおむね50年から60年、最悪でも65年ぐらいまでの間には行いたいという、これは日本建築学会がコンクリート構造物の耐用年数をあらわしたのから引いているわけでございますが、当該校はもう49年でございますので、そろそろ改築も視野に入ってくる、そういった時期でございました。

また、今回のあんさんぶるの交換で、学童クラブの機能を本校に移転をするということでございました。余裕教室がたしか9ぐらいございましたので、2つほどとったとしても、一定程度余裕はあるなというふうに思っていたんですが、若干窮屈になるなという声はあるんだろうと思います。

そういった中で、校舎が老朽化をしている、それからもう1つは、一方で国におきましては、放課後子ども対策と学童クラブ、文部科学省の施策と厚生労働省の施策を一本化しようというような動きもございました。そういう意味では、子どもの放課後対策というのも重要な案件でございますので、それをどう充実していくかということについては、極めて大事なテーマだというふうに思っておりました。

あわせて、そういうような環境の中で、学校そのものを改築して、きちんと子どもたちの受け入れを行いながらも、その中で放課後対策も含めていい学校にしていきたいと。先ほどけしば議員からもございましたが、そういったことで学校の価値を高めていく。また、あんさんぶるのほうに持ってくるものにつきましては、複合施設と特養ホームで

あわせてその価値を高めていく、そういうような考えに至ったところでございますので、何か桃二の改築についていろいろなお声があるということでございますが、我々は純粹にそういった学校の教育環境を高めていきたいということで考えたものでございます。

横田議員 区民意見を丁寧に取りながら、着実に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 横田政直議員の質疑は終了いたしました。

続いて、奥山たえこ議員の質疑に入ります。

奥山議員 私からは4点お伺いいたします。

1番目が人口推計における生活困窮者、2番目が在宅医療・介護です。3番目が地域人材の育成です。そして4番目がオリンピックとたばこです。

まず1番目、人口推計ですけれども、今回資料6で、前とは修正された表が出てきました。これを見て、下の段、高齢者の人口の割合がそんなに急激には増えないということを見て、安堵した議員も多いかもしれません、職員も多いかもしれません、私も安堵しておりますが、しかし、私はこれは、一番左から右端の数字を見たときに、同じような割合であり、また人数的には余り変わらないとしても、その内容というか、人口構成はかなり異なっているというふうに考えています。これはつまり生活困窮者ということなんです、これについて区はどのように考えているかといったことをお伺いしたいと思います。

若干説明をいたします。同じように高齢者でいたとしても、その方たちは多分、まず単身で暮らしている人が多い。そして同じ単身といっても、配偶者が亡くなったという意味ではなくて、初めから結婚していない、つまり無配偶の単身者だと思えます。既に東京では30代後半でも、男性に限っては3分の1ぐらい未婚でありまして、生涯未婚率は3分の1ぐらいになります。女性でも20%を超えているぐらいになります。無配偶であるということは、日本の社会においては、非常に自分の生活を支える力が弱いということが言えると思います。何か困ったことが起きたときになかなか助けていただく人とか駆けつける人が少ないということ、それからあと、昨今の非正規の状況などを考えた場合には、無年金の人たち、つまりかなり貧困の人が多くを考えます。私はそういうふうに見立てているんですが、それは区はどのように読み込んでいるのか、そしてまた、そういったことについて何らかの対策がとられているのかどうか。

今回の示された計画を見ても、それらしいものは、施策18に生活困窮者の支援がありますけれども、これは来年施行される法律を背景にしたものでありまして、積極的に何らかの手を打っていかうという施策であるとは思っていません。これについて何もしな

いで手をこまねていることは大変な事態を引き起こすと、私はしばしば考えているわけですし、また質問しておりますけれども、今回の計画の中でもなかなかそれが見えていない、対策が見えてないというふうに受けとめておりますけれども、どのようでありませうか、そのことについて、これが1番です。

2番目です。資料1で、施策12になりますが、在宅医療・介護ですが、これは例えば、計画年度の最後のほうには80%ぐらいまで行くと。要介護3以上の介護サービス受給者のうち、在宅サービスを受けている者の割合が80%というふうになったとすると、これはつまり、この杉並区では、ひとり暮らしであっても安心して老いることができ、そして死ぬことができるのか、そういう体制が8割方とれているというふうに読んでいいのかどうかということです。私の見立てですと、現実には全然そうはなっていない。これだけ人口密度が高くて医療機関も豊富にあって、条件がいいはずであるのに、訪問介護もさることながら、訪問看護がなかなか整っていない、そういうお医者さんが準備がなかなかできていないと思っています。であるからこそ、老後というと1人では暮らせない、だから施設がないと困る、だから老人ホームを増やしてくれと。もちろん老人介護施設は必要なんですけど、それとは違った、在宅で1人で老いて死ぬことができるんだという体制を区は積極的にイメージとして、体制もとらなければいけないし、それをきちんと伝えていかなければならないと思います。難しいことではありますが、今回の区の計画を見たところ、非常に抽象的で具体的な手当は何もとられていない。このままでは、私も20年後ぐらいには80近くなりますけれども、果たしてこのところで本当に死ぬことができるのかということを考えた場合に、非常に心もとない気がいたします。これが2番目です。ですから、どういうふうに受けとめておりますかということと、どういう対策をとろうとしておりますかということ、これが質問です。

3番目です。協働ということでありまして、人材育成をするということなんですけど、それは大変いいことだと思います。地域包括ケアシステム、これは決して褒められたものではないのですが、そうせざるを得ないというところにいるいろいろな社会保障も追い詰められていると、一面言えると思います。

そういったときに、人材を発掘したはいいいんだけれども、区はその人たちと協働するときに、本当にきちんとやっていけるのかどうかといったことが私は非常に不安に思っています。

例えば、全然話が飛びますけれども、地域猫を何とか育てていきたいというグループがあったんですが、最近活動を終了しました。その細かいところは、私は割とおつき合いがあったのでいろいろ聞いていたんですが、なかなか区の職員と本当の意味で

連携することができない。私も区の職員を見る立場にもありますので、なかなか臆病になっているなどと思いますし、それから区民のいろいろなトラブルに職員が入っていくことは非常に不安であって、つらいということもよくわかります。だから、ちょっと一歩引いているなどという印象は仕方がないと思っているんですけども、しかし、協働の体制をとるんだったら、そこで区もそれを受けとめる体制がなければ、結局それは実らないんですよ。言うまでもないんですが。だから、そういった意味では区の職員もそういう人材をつくって、区の職員の人材も増やさなければいけないのかもしれない。そういった意味で、協働のために地域人材を発掘する、育成するんだというのであれば、それと一緒に手を携えていく覚悟は、そしてまた準備がおありなのかどうか、お伺いいたします。

4番目です。オリンピックが2020年来ますけれども、私はオリンピック大反対なんですけど、たばこ対策が全然見えてきません。皆さん外国へ行ったことがあると思いますが、ご存じだと思いますけれども、カウンターしかないようなバーでさえも禁煙というのが、もう諸外国では当たり前です。はっきり言って、杉並区でそういうバーで禁煙のところはありません。1軒もありません。まあ二、三軒ぐらいあるけど。本当にそのぐらいしかないんですよ。カウンターだけのところはないです。テーブル席があるところだったらありますけれども。とにかく外国の人からすればびっくりだと思います。

結局喫煙率というのはすごく落ちていて、今、大人の20%ですよ。つまりたばこを吸っている人は少数なわけで、マクドナルドも禁煙に踏み切りました。これからはそれがだんだんだんだん主流になってくると思います。

それからあと、舛添都知事が条例制定も視野に入れてというふうに言いました。であるならば、杉並区も準備しておかないと、あしたから急には禁煙できないんですよ、店の構造を変えなきゃいけないところがありますから。ですから、今のうちから準備をする、そのことが抜け落ちているのではないかということ指摘して、終わります。

保健福祉部管理課長 私からは、生活困窮者に関するご質問にお答えいたします。

杉並区におきまして、いわゆるその他世帯と言われている世帯の方の、生活保護受給者世帯の数の推移でございますけれども、平成15年度と比べまして、25年度には約3倍ということで、増えているというところは把握しておりまして、この状況は、26年度には少し落ちつきを見せておりますけれども、相変わらず前と比べて多いというところは、しばらく続くだろうというふうに見込んでおります。

それに対する対策というところでございますが、先ほど委員のほうでおっしゃいました生活困窮者自立支援法に基づきます窓口は、やって当然というところではございます

けれども、そのやり方につきまして、広くいろいろなところと連携をして、困っている方の相談を広く受け付けて、必要なサービスにつなぐ、そういうスタンスをとっていききたいということと、それから、現在は生活困窮していないけれども、例えばひきこもり等で将来的に生活困窮に陥る可能性がある方についても、法定外にはなりませんけれども、その窓口のほうで支援をしていきたいというふうを考えております。

それから高齢者につきましては、住まいということで、例えば都市型軽費の施設を整備するですとか、またケアつき住まいなどいろいろ幅広く用意をするということで、総合的に生活困窮者の支援を行っていききたいというふうを考えております。

健康推進課長 たばこ対策についてでございますが、実行計画の施策11の1、区民健康づくりの推進の、平成26年度末は「スマートライフの推進」と書いているんですが、27年度以降は、「健康増進教室の充実」というこの中で、たばこの禁煙教室等の取り組みを行っております。

また、施策11の3のがん対策の推進の中でも、がん予防知識の普及啓発というところで、講演会、講習会等での一次予防の普及啓発を図っております。

また、環境整備ということにつきましては、たばこ対策実施店の登録制度というのを実施しております、これも数が平成25年度末794軒なんですが、これをさらに拡大していきたいと思っております。

地域包括ケア推進担当課長 在宅医療・介護に対するお尋ねでございますが、指標のほうに、介護3以上の介護サービスを受けている方でも在宅で暮らせるというのを80%以上という指標にいたしました。これは、地域包括ケアが在宅の限界を上げていく、住まい、介護、医療、予防ですね、そういうもの全て一緒にしながら介護を支えていく、在宅を支えていくという目標値でございます、このように80%を目標に頑張っていきたいというふうに考えております。

また、包括ケアについての生活支援のサービスについて協働が必要ではないかというふうなお尋ねについてでございますが、生活支援サービス等の充実を図るために、協議会等を設けましていろいろな議論を、地域のニーズとどのようなサービスが必要かを見きわめまして、NPOや地域団体と協働を推進してまいりたいと考えております。

協働推進課長 私からは、協働において覚悟があるかというご質問にお答えします。

協働においては、奥山議員おっしゃるとおり、区と区民とがパートナーシップを結ぶということが大切でございます。当然、職員の意識に関しましても、今、実際に協働事業提案制度を実施しておりますが、こちらは話し合いの場を大事にする、プロセスを大事にするということで、このような制度や職員の研修を通じて職員の育成を図ってまい

りたいと思います。覚悟はあります、ということでございます。

議長 以上で質疑は終了いたしました。

これをもちまして、杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年プログラム）改定案についての質疑を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 4時14分 閉会）